

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（２）			
日 時	平成１２年１２月１３日（水）	開 議	午後 １時００分
		閉 会	午後 ８時０１分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、武井副委員長、横田・前田・成田・松本（光）・中村・ 斉藤（裕）・古沢・小林・高階・斉藤（陽） 各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・ 福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、 樽病事務局、保健所長、消防長、選挙管理委員会委員長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に前田委員、古沢委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。見楚谷委員が小林委員に交代しております。

この際、資料要求があれば申し出を願います。

○斉藤（裕）委員

環境部関連で4点、資料を請求いたします。1つは、市長答弁中、総排出量10万9,950トンにかかわる資料、それと7月3日からの調査、事業系廃棄物処理量調べ、それと7月1日付の業者から提出された処分場事業計画書、それと4点目は、本会議答弁中ありました7月1日から行われた事業系廃棄物の処理量調べ、この4点お願いいたします。

○（環境）管理課長

ただいまの資料要求の関係でございまして、7月1日からの資料の関係でございまして、本会議におきまして部長が答弁いたしましたのは7月の第1週ということで、7月1日から7月7日までと申し上げたものでございまして、7月1日、2日は土曜日、日曜日となつてございまして、処分場の方は閉場してございまして、先ほど別途資料要求がございました平成12年度事業系廃棄物処理量調べ、この中段にございまして7月3日から7月7日の数量と変わりございませんので、この辺ご理解を願いたいと存じます。

なお、その他の資料は提出いたします。

○斉藤（裕）委員

今の環境部の答弁に全く納得できません。と申しますのは、再質問中、私はあえて、7月3日から7月7日までのこの週の概数を調べる。事前にちょうだいしている資料を指したわけです。ところが、環境部長は「7月1日からの1週間」、こういう表現をされたものですから、共通のデータに基づいて議論をしなければならないという原則からいくと、私はあれ再質問ですから、再々質問で統計にかかわる質問ができなかった。できなかったから予算委員会でそれぞれの資料を求めたわけです。再質問、再々質問が終わり、私の質問が終わった後に、実は7月1日から1週間というのは言葉のあやであって、「いや、斉藤さん、あなたの言っていた7月3日のものとデータは同じですよ」、今さら言われたところで取り返しがつかないと思います。私の再質問は、本会議の再質問の権利というのは、部長の答弁で封鎖されたんじゃないですか。この辺どうお考えですか。後から同じですよなんて、同じだったら質問は続いていたんです。この辺どう取り扱う気にいるんですか。

○（環境）管理課長

先ほども申し上げましたけれども、数量的な面で申し上げますと、1日、2日が土曜日、日曜日となつてございまして、その数量関係で申し上げますと変更はないものですから、今回別途出してございます資料の関係では同じものになるということでございまして、ご理解を願いたいと存じます。

○斉藤（裕）委員

課長がご答弁いただいているけど、あなたが答弁するレベルじゃないですよ、失礼だけれども。数字の問題なんてそんなものね、今言われたらわかるんです、だれだって。ここに人みんなわかるんです。私が指摘しているのは、もし「7月1日からの1週間」という表現と「7月3日からの調べ」という表現がイコールであつたら、本会議質問は違った方向になったということです。ところが、部長答えてくださいよ。読みましょうか。「ご指摘のように、7月1日からの1週間の状況の中でやったものでございまして」、私は前段で7月3日と言っているんです。そうすると、質問者としては数量の基礎データが違うもので議論できないじゃないですか。答弁は間違っていたん

じゃないですか、これ。正確には7月3日からなんじゃないですか。それとも、1日、2日に何かをやったということなんですか。

そんなね、数字後から同じだからいいべと、こういう話にはならないんですよ。皆さんがこれを、この資料も出してきていますけれども、これは要するにサンプリングなんですよ、そうでしょう。統計の手法上、1つの一定の期間のものを抽出して、サンプリングじゃないですか。皆さんが7月1日って、我々が持っているのが7月3日だったら、サンプリングが違うんだから議論ならないじゃないですか。結果同じでしたなんて話があるのであれば、本会議でちゃんと言うべきでしたよ、それ。部長、どう考えるんですか、これ。自分の答弁間違っていると、少なくとも誤解を与えた間違った答弁だと思いませんか。

○環境部長

私が7月1日からと言ったことのあのときの趣旨は、必ずしも1日があの場において食い違うという認識は必ずしもありませんでしたので、私の言っていた意図は7月第1週、業務が始まる最初の1週という意味で7月1日からという意味で申し上げましたので、そういう意味からすれば、今、斉藤委員から指摘があったような形で私の方に錯誤があったかというふうに思いますので、その辺あたりはおわびを申し上げたいというふうに思います。

○斉藤(裕)委員

これ、おわびされたってしょうがない。事実を認めたということは今聞きました。私の答弁に不手際があったということは認めたということは今聞きました。私の再質問どうするんですか。それ、明確な答えをください。私にはわかりません。

○助役

ただいまご指摘の件につきましては、本会議でのご質問、ご答弁でございますので、その扱いにつきましてどうするかということにつきましては、議長なり議会側と調整をさせていただきたいと思いますので、時間をかしていただきたいと思います。

○委員長

よろしいですか。

○斉藤(裕)委員

はい。

○委員長

では、資料要求について了解ですね。

○斉藤(裕)委員

調整してくれるんですか。

○委員長

調整してくれるんですね。

○助役

はい、後日。

○斉藤(裕)委員

後日。

○助役

先ほど申し上げましたのは、今、お聞きしましたことにつきましては、本会議でもご答弁してございますので、後ほど議長なりとご相談させていただきたいというふうに考えてございます

○斉藤(裕)委員

後ほどって、それまでは予特どうするんですか。ルールがあるんじゃないんですか。本会議が終わって、代表質

問が終わって、一般質問が終わって、そして議運の申し合わせ事項で会期というのは決定されていて、そして予特に入っていく。そして、本会議質疑が積み残しあった。後日というのは、そしたら助役は議運の理事でも集めて、本会議日程あれするんですか。

○助役

この次といいますか、きょうの次の休憩の合間を見て、相談させていただきたいと思います。

○斉藤(裕)委員

休憩の合間とるんだったら、今休憩とってください。どっちだって休憩同じじゃないですか。

○委員長

よろしいですね、休憩ということですね。

斉藤委員をお願いを申し上げます。今のお話の中で、本会議の斉藤さんのやりとりの不手際があったと思いますけれども、この休憩、何時になるか、休憩時間の中で本会議のやりとりを調整、相談すると、こういうことですから、もし了解いただければ、斉藤質問の前に休憩とれるのかなというふうに思いますので、その後、質問の中で調整内容、本会議の積み残し部分を質問の中に入れていただければありがたいと、こういうふうに思いますけど、どうでしょうか。

○斉藤(裕)委員

せっかくの委員長のお話なんですけれども、やっぱりこれは本会議と予算委員会との兼ね合いですから、私が勝手にね、質問者が勝手にそれはいいですよとか悪いですよということではないと思うんですよ。というのは、前例を残すと思うんです。理事者答弁が、環境部の答弁は今までも訂正とかなんとかっていろいろしてきましたけど、そのたびに質問者は苦労していたんですよ、事実ね。コンセプトが崩れるわけですから。

そして、今回は担保すると言ったところ、じゃもう一回本会議開くのかとか、そんな話までいくんだらうと思いますね。だから、議長の手元にと言うのであれば、逆に理事者の方がどう対応するのかを議長と協議していただいて、それを正式に私個人に振られたって困る話でね。それは理事会なり議運なりにおろしていただきたいと思うんです。私がよければ、ルールを曲げてでも質問ができるとかできないとか、それは公正じゃないと、それをよしとしませんです。

○委員長

それでは、今の取り扱いについて、暫時休憩して理事会を開きます。そのまま、そんなに時間かけませんので、ちょっと理事の皆さんお集まりください。

休憩 午後1時16分

再開 午後1時39分

○委員長

委員会を再開いたします。

先ほどの市民クラブ、斉藤委員よりの資料要求についてのやりとりが冒頭がございました。その資料要求の取り扱いについて不適正が本会議場であったという、この指摘がございまして、助役答弁の中に、この取り扱いについてはただいま休憩中に議長等と話を調整したいという答弁がございました。それを受けて、休憩をして理事会を開きました。

助役答弁は、この委員会の休憩ということで多分3時か4時を想定した話だということですが、理事会の協議で、その前倒して直ちに委員会を休憩して、助役を中心に、また市長を中心に環境部も含めて、本会議場の取り扱いについて協議をし、双方納得するように努力をしていただきたいと、こういう旨の結論になりましたので、暫時休憩

といたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後2時35分

○委員長

それでは、委員会を再開いたします。

この際、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○環境部長

12月11日の本会議における斉藤議員の再質問に対する私の答弁の一部に不適切な部分がありました。まことに申しわけなく、今後このようなことのないよう十分注意してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長

これをもって市民クラブ、斉藤委員の資料要求は終わります。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

○高階委員

◎財政問題について

これまでの本会議でのやりとりを踏まえながら、一部確認ともう少し深めたいと、こういう立場でお尋ねするわけですが、主に私は財政問題についてお尋ねします。財政と大きなかわりがあるので、最初にお聞きしたいのは景気の動向、西脇委員の方からも質問ありましたですけども、これは市長にお尋ねしますが、現状についての認識と、今後景気はどんなふうにかの先動いていくのかということについて、市長にお尋ねいたします。

○市長

昨日の西脇委員のご質問にもお答えしましたが、日本全体としては緩やかな改善が続いていると言っておりますけれども、まだまだ家計部門の方が改善が遅れているといったことで、厳しい状況はなお脱していないというふうに公表されております。

それから、北海道におきましては、やはり個人消費がなかなか伸び悩んでいると、そんな中で公共投資も減ってきていると、こんなことで全体の足を引っ張っているんじゃないかと。こういうことで、北海道としては足踏み状態というようなことが言われております。

小樽市におきましても、いわゆる雇用の面で新卒者の就職状況が非常に厳しいと、こういうこともございますし、個人消費も全国・北海道通じて、小樽も同じでございますし、さらにまた新車の登録台数といいますか、こういったことも指標は前年割れしているということで、全体として低調であるという認識は持っております。

やはり、国と地方の違いというものもありますので、北海道あるいはまた小樽の場合は、全国ベースよりもタイムラグがあるというようなことも言われていますので、全国並みの水準といいますか、そこまで戻るにはまた少しやや時間がかかるのかなと。しかし、全体として、今回の国の補正予算の関係で、10兆円規模ですか、そんな補正予算もありましたので、そういったものの効果もこの年明け、2月、3月ころからまた出てくるのかなということ期待をしているという状況であります。

○高階委員

市長の答弁の中に、景気の回復に期待すると、こういうお言葉が何回かありました。景気回復することは大変日本経済にとってはですね、小樽の地域経済にとってもいいことなんですけれども、本当に回復すると、それは単なる期待なのか、これは見通しもかわりますけれども、どんなふうにその辺抑えておられるか。

○市長

数値的にどの程度いくとこれは本格的に景気が回復したんだというような1つの線みたいのは国の方もいろいろ数字的には言っておりますけれども、ただ、一時のようなですね、ああいうバブルといいますか、あんなようなことにはまずなり得ないだろうというような気もしますし。ですから、現状どの程度数字的に上がれば本格回復になる、回復したのかなということにつきましては、専門家じゃありませんのでなかなか明確にお答えできませんけれども、やはり年率といいますか、2%、3%といいますか、そういったぐらいの毎年成長率があれば、一定程度の回復というふうにいえるのかなと、こう思っております。

○高階委員

いつか、何かの質問のときに市長は、この先がどういふふうに見通されるか、それがわかれば苦労しないというご答弁があったんですね。本会議でもあちこち失笑がありましたけれども、出たところ勝負というふうにやられたのでは大変市民が迷惑するものですからね。

そして、昨日もありましたとおり、小樽市役所というのは2,000人からの人を抱えて、小樽市内では、別の角度で言えば最大のシンクタンクだと思うんです。そういう専門家がたくさんおられるわけですから、明日どうなるか、来年どうなるかもよくわからない、しかしともかく何かやらなきゃならない、こんな方向がはっきりしないという形で市政をやられたんじゃ困ると思うんですが、もう一度伺います。そういう見通しについて、あるいは企画部あたりをもっと調べられて、何かそういう見通し持っておられるなら、あわせてお答えいただきたいと。

○市長

市内の経済動向等につきましては、日銀短観その他で一定程度把握はできますけれども、それは現状についての状況、そして企業動向等の指数関係も日銀の調査で一定程度判断できるわけですが、やはり日本全体といいますか、それに十分、日本全体の景気に小樽も左右されるということもありますので、なかなか一概に申し上げるのは非常に難しいわけですが、一定程度のそういった指標を参考にしながら見通しを立てながら、やはり市の財政なり行政を進めていくべきだと、こう思っています。

○高階委員

亡くなった小渕内閣のときには、一兎追うのか、二兎追うのかということで大分論議あったんですが、そういう極端なことにはならないのかと思いますが、あえてそういう言い方をすれば、市長はどのような方向でこれからこの景気については考えておられるか。

○市長

景気については、小樽市、市役所独自で何らかの措置ができれば回復するというものでもありませんので。ただ、市内の経済を一定程度守るといいますか、活性化を図っていくためには、一定程度の公共事業も発注をしながら、そういった全体の状況を見ながら予算の執行といいますか、そんなことも進めていかなきゃいけないのかなと、そんなことを考えています。

○高階委員

見通しが狂いますといろんなことで大きな影響が将来にわたって起こるわけですから、そこら辺は厳密にですね。また、いろんなデータ、情報を踏まえながら、正確に押さえて行政を進めてもらいたいということは、この問題では注文しておきます。

これ、専門的でもないでしょうけれども、今の地方財政の危機というのは戦後第3回目と、こういうことですが、1回目、2回目とは違った大きな特徴ということで専門家は言うんですけれども、どういう特徴ありますか。

○財政課長

私は、昔の経過なりがちょっとよく今ご答弁できませんけれども、やはり一番には累積の債務の多さというものが挙げられるんだと思います。国・地方合わせまして600数十兆と言われてはいますが、やはりそういう中でかつ住民ニーズというのは向上して、高度化というか、複雑化してきておりますので、そういうところがやはり一番大きな最大の危機といえますか、借金を抱えている、その辺にあるのではないかと考えます。

○高階委員

国の財政危機と並行していると、地方も国も一緒だということですね。それから、外国なんかと比べると、地方の赤字というか、借金というのか、それが非常にウエートでも高いということ。それから、同じ自治体でも、大都市圏の東京初めとして大阪とか名古屋とかと、ああいう都道府県が大変な赤字になっていると。それから今、課長から話しありましたとおり、大変な借金依存のこの体質の結果だと思いますが、累積債務を抱えていると、こういうことをよく専門家は過去の2回の地方財政危機とは今違うんだと、こういうふうに指摘しているわけであります。

こんなことを踏まえながら以下、財政についてお尋ねしますが、私のところは財政再建という言葉を盛んに使うんですけれども、どうも理事者のいろんな書いたものを見ると再建という言葉は出てこないで、健全化と言うんですが、目指す方向は同じなんでしょうけれども、何か使い分けがあるんですか。

○財政部長

言葉の意味合いでございますけれども、再建というのは、私どもが念頭においているのは赤字になったものを立て直していくという認識でおりますものですから、そこまでになってないだろうということで、これをさらによくしていく、改善していこうという中で健全化というネーミングをさせていただいているところです。

○高階委員

そういう使い分けをしていると。再建という言葉がでてきたら大変だということにさらになるんでしょう。今の地方財政の、小樽を含めてですけれども、大変悪化する方向にあるんですが、財政健全化計画でのその種に関するものの分析というか、触れているところもありますけれども、あえてこういうことが財政の悪化の原因だと、どんなふうに把握されておりますか。

○財政課長

国全体のことでお話しした方がよろしければ、やはり先ほどのお話とも通じるんですけれども、今、景気がこう低迷している中では、国・地方全体といたしまして税収が上がっておりませんので、いかにせんその中で景気回復などを旨とするために財政支出をすれば、その財源を国債なり地方債に求めざるを得ない。その負債が赤字国債なりとなって後年度に負担が残っている。この辺がやはり財政構造といえますか、国全体を通じた財政構造からいえばやはり大変厳しいといえますか、危機的な状況にもあるのではないかというふうには考えてございます。

○高階委員

不況で税が落ち込むと、これはどこも押しなべてそういう状況ですね。それから、国が今まで負担していたものをその負担を減らすというのにも響いていると思います。それから、もともと制度上のこれ構造的なものだと思うんですけれども、税の配分、国と地方はと、こういうふうになるとこれもおかしい格好になっていると、そういうことのしわ寄せがこういうところに来ているという点では大体共通していると思いますが、特にこの不況の中で、国がいわば誘導していると、公共事業をどんどん地方に押しつけた。自分は金を出さないで、その財源は借金するのはいいですよと、将来元利償還に当たっては交付税で見てやりますよ。これを自治体が良質の起債だと、同じ借金でもわけが違うんだということを言い張ってずうっと重ねてきたことも、これは議会でやりとりしましたけれども、今の財政を非常に厳しいものに追いやってしまったと。

そういう点で、この間も、上に立つ市長の判断というか、責任というものもあるのではないですかと。何か客観情勢がこういう状況だからみんなこうなっちゃったということではなくて、そういうことの取捨選択というような

ものもあったのではないのかと。この点は市長どうですか。

○市長

ご承知のとおり、小樽の財政基盤といいますか、税収構造が非常に今よくないということはもう前々から言われていることでありまして、そういった中で必要な事業を進めなきゃならないと。そんなことで、何といいますか、借金もしながら事業を進めてきたと、市民にとって必要な事業を進めてきたというふうに思っておりまして、一概に歴代の市長がどうのこうのというような話は言えないんじゃないかと思っています。

○高階委員

健全化計画出されました。これは議会で議決するというものではないんですが、いただいております。ここでは、今後の経済成長率というのはどんなふうに見て、いろいろ数字も出ていますけれども、はじき出しているのか。

○財政課長

国なんかの中期の財政収支見通しなんかをつくるときには、3.5%ですとか、半分の1.75%という成長率を見ているようだけれども、私どもが今回の健全化計画の中でお示しをいたしましたシミュレーションというのは、あくまでもそのような基本的な成長率を使う手法もあるんですけれども、ほかの全体の収支の流れを見るときに、今までの平均的な市税の伸び率などを勘案した方が、市の税収の伸びを見るときには現実的ではないかという形で見ておりますので、経済成長率を見た結果の税収の伸びという形にはしております。

○高階委員

先へ進みます。

市長は先ほど2%、3%という言い方もしましたし、実際はついこの間までマイナスで、このところ0%確保できるかどうかというようなのが今の状況ではないかと思いますが、その辺のことがあるわけです。

いただいたものの中に、費用対効果というのが出ていました。特に、これは予算の編成にかかわってだろうと思うんですが、新規事業については費用対効果をきちんと押さえてということがありましたが、費用対効果という場合に、どんなふうに見たらいいんですか。

○財政課長

これは、財政状況がどういうときにあろうが同じことだと思うんですけれども、ある程度の費用をかける、歳出予算を組んで投資をしていくというからには、そういうやはり効果を求めていくべきものだと思います。それは、決して収入となってあらわれるとかという意味ではなくて、やはり行政サービスが上がるとか、そういう市民サービス向上につながるという意味での行政効果を求めていくべきだろうというふうに思います。そういう意味での費用対効果というふうに使わせていただいております。

○高階委員

例えば、10のものをつぎ込んだら、その結果は12になりますよとか、あるいは15になりますよといったら、これはつぎ込んだお金が生きたということになるわけですが、今の公共事業というのは、そういうことでもってきて、1対1ぐらいでさっぱりそういう効果は出ない、あるいはマイナスだというふうに言われているんですけれども、そういう押さえ方でそこは見ていいんでしょうか、どうでしょう。

○財政課長

公共事業に投資したお金とその経済効果という観点でありましたら、近年の公共事業見直しの議論の中では確かにそういう傾向はあるんだろうなと思います。それで、情報技術の分野ですとか、あるいは福祉分野ですとか、いろんな形の中に拡大していこうということだとは思いますが。ただ、先ほど私申し上げましたのは、そういう経済面だけではなくて、1つのいろんな公共事業の投資が生活基盤の向上なりつながっていくわけですから、そういう意味での効果を求めるということも行政としての1つの姿だろうというふうな感じでおります。

○高階委員

その問題で、新規についてはそこら辺をよく吟味して厳密にやるんだと、こういうことですね、優先順位とか効果だとかというのは、今継続しているものについてはどうかと。行政の継続性だからというのが逃げ口上によくなっているんですけど、今やめるわけにもいかないと。しかし、この間から質問出ているとおり、いろいろ事務事業、政策についても、行政の進め方についても評価の制度を導入して、実際にその事業なら事業がどんな動き方をしているのかというようなことを考えるべきという話がありましたけれども、今継続している事業について改めてそういう物差しで考えるというようなお考えは何かあるんでしょうか。

もうちょっとつけ加えますと、昨日、うちの西協議員の質問でも、市長は何回も、当初の目的を達成するために今ここで手を引くとかやめるとかというわけにはいかないということであれば、続いているものはもういつ終わるかもしませんが、いつまでも続いていくと、こういうことになりはしないのかという、その辺はいかがお考えでしょうか。

○財政部長

従来、予算編成時において各事業ごとにそれらの精査を個別にしてきた経過はございます。そういう中での事業の縮小なり廃止なりには取り組んできていますけれども、これは企画の方で担当していますけれども、例の事業評価システムですね。これを試験的に導入をして12年度からやっているという中で、これはこれからのことになりますけれども、今お話のあるように、一定程度客観的な数値を用いて各事業ごとに評価をしていくと、それが市民サービスとの比較の中でどうなんだというようなところでやっていかなければならないものと思いますので、この1～2年その辺の評価システムの機能といいますか、それらを見て、予算編成にもそれらを反映させていきたいというふうに考えてございます。

○高階委員

その辺も吟味をしてみるというご答弁です。先へ進みます。

健全化計画とあわせて行政改革が出ました。健全化計画では、経常収支比率の改善、単年度の収支の均衡というものもありまして、それは具体的には数字が90なんぼとかというよりももっと低くなっていけばいいわけですがけれども、どんなふうに考えているんですか。その進め方というか、ねらいというか、実際にやっていくとき。

○財政課長

私どもの財政構造の中で一番悪い数値を示しているのが経常収支比率でございまして、10万都市の中でも一番悪いという、11年度でも93%ということは、行政改革の最初の実施計画のときにもそうだったんですが、やはりこの経常収支比率の改善というものを進めていく中で、それが改善されていくということは、すなわちそういう財政構造が改善されていくということでありますので、その辺は目標としてやはり掲げていかなければ、長期的な視点で掲げていかなければ、いつまでたっても本市の抱える課題が解決できないということで掲げさせていただきました。

実際には、今の試算でいきますと、5年間で今健全化計画立てておりまして、このシミュレーションでいきますと17年度で93%強ぐらいになろうかと思えます。その部分については、その時点で90%を割るということになりますと、残り3%ですよ。その部分については、今度新しく策定してまいります行革の中での職員数の見直しですとか、あるいは市税の収納率の向上ですとか、それらを踏まえて何とか90%を切るという目標は達成していきたいと思っております。

○高階委員

数値を下げるためには、分子と分母があるんですけども、今、収納率を上げる云々というようなのは、これは分母が大きくなることでしょうね。しかし、実際にこれを算出するための人件費とか扶助費とか公債費とかあるわけですね。そういうものをにらんでいくと、結局どこへいくかというと、人件費だとか扶助費を抑えると、歳出を抑えるという格好に、やっていけば分子が小さくなるわけですから、経常収支比率がよくなるわけです。上がるんじゃなくて、下がってですね。だから、行革もその両方いろんなことを考えるんでしょうけれども、具体的に例を

挙げて伺います。

武井さんの質問でしたか、この間大分やりとりありまして聞いていたんですが、歳出にかかわって「敬老パス」のことですね。1つ「敬老パス」だけではないです。いろいろ今まで市がやっております福祉関係、こういうことのサービスとか事業等、これをこの機会に考え直そうと、見直そうと。あるいは、乳幼児医療の問題でも、道が所得制限と言えはそれでは所得制限導入しようか。いろんなことでこれはもう我々の耳にも入ってきているわけですね。まあ、全部これやるわけにはいきませんので、敬老パスの話が大分時間とってやられましたけれども。

これは、3年前のことですね、これを導入し実施されたときのことをちょっと振り返ってもらいたいと思います。これは、あのときに今まで出ていた敬老祝金をなくしたわけじゃないんです。これを少し抑えたわけですね、毎年出ていたものを今度5年置きとかというふうにして抑えた。それから、どうせ一般会計で持っていたんでしょけれども、上下水道の減免制度があって、これは恐らく一般会計から出して皆さんに減免していたと。この減免の制度も一部取りやめると、こういうことになりまして、当時の計算では1億6,000万円くらい負担がふえたと思います。敬老祝金のものを足しますと大体1,100万円ぐらいたと。こんなふうにしますと、影響を受けた市民は、1億7,000万円くらいの影響ですね、このとき出たわけです。せっかく敬老パスやるのに、裏側ではこうですよと、こういうことを言ったのでは、市民の皆さんが喜んでいて水をかけることになりますので、余り私たちは、言いたけれどもね、あんまりひどい、裏はこうだよなんていう論議はしませんでした。そういうことがこの制度がスタートしたときにあるわけです。

私たちの計算では、そういうものを計算しますと、むしろ市民が負担するというか、影響を受けた部分というのが市の負担よりも大きいのではないかと、こういうふうに思います。こういう点について、各会派の皆さん当時心配しまして、これ以上福祉が後退してはいけないんだと。議会では、多分私の記憶では公明党の佐藤さんだと思いましたがけれども、彼が音頭とりまして、これ以上福祉後退してはいけないという決議を全会一致で決めているわけですね。

そういう、敬老パスというのは非常に重みを持った制度としてスタートしたわけですが、どうも市長、この間のやりとりを聞いておきますと、何かほとんど新年度予算編成でこれを手直しすると、こういうことに聞こえてならないんですけれども、もう一回歴史を振り返ってみてください。

私たちが20年もかけて要求してきたということを恩に着せるつもりはありませんけれども、あのとき全会派の皆さんが一致して、市長が提案された制度に賛成してきたという歴史があるわけですから、そう単純にね、財政が苦しいから、経常収支比率を下げなきゃならんなんというようなことで、そこら辺のものを新年度予算において動かすということはいかがかと思うんですが、市長のお考え、もう一回そこ。

○市長

いろんな経過があってスタートしたものと思っておりますけれども、現状の1億9,000万円の予算が維持されるのであれば、このまま継続して、現状の条件といいますか、このままで推移していいんだろうと思うんですけれども、先般もお答えしましたとおり、当初の見込みよりも相当の利用があるということで、バス事業者の方から相当の値上げを要求されておるものですから、その値上げ部分についてどうしようかということをいろいろと検討しておりますですね。じゃあ中央バスが言うとおりのそんなに利用がされているのかということで、我々としても調査したいと。調査することで、中央バスの言っていることが本当に正しいのかどうか検証した上で、本当にそのとおりであれば、それは何らかの方法を考えなければバス事業者に迷惑もかけることになりますので、その辺はこれから慎重に検討した中で対応したいと、こういう考え方です。

○高階委員

慎重にね。そういう経過とか歴史、背景も含めて、総合的に判断して、みんなが喜んでいてこの制度をぜひ存続させてもらいたいと。まちを歩いても、小樽確かにお年寄りが多くなりましたけれども、リュックサックしょって

まちをよく歩いていますよ、あるいはデパートなんかもね。だから、単に車に乗るだけでなく、デパートで何か買い物したり、あるいは食事したり、あるいは病院に通ったりということは、目に見えない格好だけれども、地域経済にはいろんな影響にもなっていると思うんですね。そういうこともひとつ勘案していただきたいと、そういうふうに思います。

そこで、大体最後ですけれども、21世紀プランを第2次実施計画ということで見直して、何か聞くところによりますと、新年度に向けて明らかにするということなのですが、いつかの委員会でも言いましたとおり、人口16万にすることになっているんです。ところが、この計画が平成10年にスタートしたときにはもう15万と半分を割っていましたね。それが16万になるのかと、そういう見通しあるのかという論議がありました。しかし、今度国調の結果見ますと、あれでしょう、6,000人くらい減って、もう本当に15万ちょっとというふうになっているわけです。

それからまた、余り数字あっちこっち上がっていないんですけれども、21世紀プランでは、商品販売額でもですね、マイカルの売ったものを含めてもなおかつ下がってきていると、こういうことで現実にも合わないのではないのかと。大分慎重にあのプランつくったと思うんですが、やっぱり人口がふえるだろうと、ふやさなきゃならない。そのためにはこういう事業をしなきゃならないという成長型の要素がやっぱりあるんですが、今はそういう時代を日本で望んでもこれは無理だろうと思います。逆に成熟型というんですか、こういうものに変わりつつあるので、そこら辺を押さえた見直しをしていただきたいと思うんですが、どんなところに重点を置いて2次の実施計画を考えているのかと、その点お伺いします。

○企画部長

多くの皆さん方の知恵をいただきながら、現在の21世紀プランを策定をした経過がございます。その中で、やはり小樽のまちはこうあってほしいということも含めて、16万の人口を維持しようと、こういうふうな1つの目標が設定をされてきた経過があります。

現実の問題、今回の国調の数字あるいは今までの全体の動き、こんなものを見ますと非常に厳しい数字であることは確かだろうというふうに思っています。これにはいろんな要素がございます。特に道内、今回の国調の状況を見ますと、全体の中で人口が増加しているのは32市町村というようなことで報道されております。そういう状況を見ますと、やはり札幌一極集中がさらに進んでいると、こういうような傾向もございますので、こういうようなものも含めて、どういうところに問題があるのか、こんなことも実は庁内の人口問題検討委員会の中でもいろいろわかっていての方々も含めて、横断的に検討いただいている。このようなことも含めて、やはりこれからの21世紀プランの中にこれを入れ込んでいきたいと。

特に、やはりその大きな構造としては、働き盛りの人口構造といいますか、これが非常に薄いと、こういうようなこともございます。そんなことも含めて、地場産業の振興、そしてまた当然のことながら、やはり何といいますか、域外収入といいますか、域外からの収入をふやしていく。要するに、小樽の経済活性化のためには外からのお金を入れ込んでくる。こういうようなことからしますと、やはり観光というものは非常に大きな要素を占めていると、こういうようなこともございますので、そんなことを含めて、この目標にできるだけ沿っていくような形で、21世紀プランの中でですね、2次実施計画の中で具体的なものを位置づけていくべきであろうというふうに思っています。

○高階委員

専門家は、やはり今の日本の経済というのは国・地方含めて大変な状況であると。たしか政府税調のメンバーに入っていると思いますが、東大の神野さんという学者は、何か最近書いた本のタイトルを見ますと、債務管理型国家に今は持っていかなきゃならないと。こういうことなれば、これだけ残した借金を解決できない。これは国の段階でこの学者は言っているんですけれども、何かそういう区切りというか、思い切ったことをやらなければ、いつか景気も回復して、そのうち税収も上がって、借金もだんだん少なくなっていくとかなんていうような生易しい

ことではないのではないかと。

そういう意味で、私たちは、今までずっと市長の答弁を聞いてましたし、やりとりも伺っていると聞いてみると相当やる気だなというのはあんまり伝わってこないんだよね。ここをこうやっていくというようなことがあんまり伝わってこないで、前途多難だなという印象を強くしたわけですが。

私たちは、公共事業なんかもっと思い切って見直すべきだと、こう思います。どうも昨日のやりとり、石狩湾新港から手を引くようでもないんですけれども、例えばの話ですよ、そういうことくらいを思い切ってやるというようなことがなければ、なかなか財政の再建ということにはならないと思うんですが、その点については市長、どういうふうにお考えですか。

○市長

やはり、今の日本の何といいますか、景気回復といいますか、これはアメリカを1つの見本にしているのかなという感じは受けます。いわゆる財政赤字を景気の回復によって解消したいということで、今、政府の方もいろんな景気対策を打ってきているわけです。

国は国とし、市の方とし、なかなか今お話のありましたように、思い切ったというのはなかなか非常に過去のいろんないきさつ、それこそいきさつがあるものですから、そう簡単に小樽市が手を引く、あるいはまたそこから撤退をするというようなことにならないものですから、そういった政策打ち出せませんけれども、新たな発想の中でじゃあどういふものがあるのかということは今盛んにそれぞれの担当部の方で検討し、今、新年度予算にそういったものも盛り込んでいこうというようなことで取り組んでおりますので、まだまだ少し時間はかかりますけれども、そういった思い切ったことはできませんけれども、しかし着実に小樽市のまちが活性化するような方向づけをしていきたいと、こう思っています。

○高階委員

代表質問の一番最後のところで私、国や道に要求すべきものは要求すべきだと。地方分権の時代なんだから、税源の移譲だとか、自治体の課税自主権だとか、こういうものもちゃんとしないと、今までどおりで国政で面倒見てやるとか、地方債を許してやるとか、そんなようなことではもう全部自治体にしわ寄せが来てしまうのではないかと、こういうことをお話したのに対して、市長はそういうことで機会あればというふうに言っておられましたけれども。

私、最後になりますけれども、先ほど景気の話で、こういうふう低迷している状態について、市長は、家計部門が芳しくないと、個人消費が伸び悩んでいると。これはGDPの60%を占めているわけですから、公共事業なんかよりずっと大きなウェイトなんですね、それも伸び悩んでいると。だけど、公共事業にお金を使って、それはめぐりめぐってやがては家計にもプラスになるんだと、こういうことではなくて、直接その家計部門なり個人消費に税金を使うということをするべきでないのかなと、こういうふう思うんですね。これは、私たちは福祉の分野だとか、あるいは教育の分野とか、そういうふうにして挙げていますけれども、何もあれです、公共事業をやめろと言わんじやなく、こういう分野で公共事業があるわけですからね。同じ公共事業やるのでも、そういう経済波及効果の大きな部門に皆さんからいただいた税金を使うと、こういうことにならんのかということをいつも言っているわけですが、この点の市長の答弁をもって、私の質問を終わります。

○市長

確かに、従来型の経済効果の即効薬といいますか、そういう面で公共事業を中心に進めてきている、これは国もそうだと思いますけれども。しかし、公共事業のあり方について今、国も見直しを進めて、他の分野へも広げていこうというようなことでITなり進めているわけですから、やはり市としても、こういったものも十分配慮しながら予算編成といいますか、そういった経済波及効果も見ながら編成をしていきたいと思っています。

○委員長

古沢委員。参考までに、高階委員20分お使いになっていますので、参考です。

○古沢委員

◎随伴艦ビンセンスの通船業務について

私は、本会議の代表質問で、議長のお取り計らいによって予算特別委員会へ宿題とされたテーマですから、少しお時間をいただきたいと思います。

「ビンセンス」の問題です。

まず最初に、一般に通船業務というふうに言われておる業務がありますが、小樽港で行われている通船業務に例えばこういうものがあるというふうに、わかりやすく例示いただけますか。

○（港湾）港政課長

通船業務についてでございますけれども、一般に通船という業務につきましては、沖合に停泊している船舶と陸上との連絡、あるいは水先にその船舶に業務として乗り組む水先人あるいはその本船の乗組員の送迎をするというような業務でございまして、そのほかに緊急時の場合には病人あるいはけが人を送迎するというようなことで、小樽港におきましても同様の業務を行っているものと理解しております。

○古沢委員

例えば、海上運送法で旅客不定期航路事業というのがありますが、運輸大臣が届け出に基づいて許可をするわけですが、運輸大臣がその事業を許可しようとするときに、具体的に言えば、所管の北海道運輸局側から港湾管理者が求められるものとして具体的にどういうものがありますか。

○（港湾）港政課長

許可の場合でございますけれども、通船業務を実施しようとする申請者が運輸局の方に申請をいたします。その後、運輸局からは港湾管理者に対し、申請者が使用しようとする港湾の諸施設、岸壁の長さですとかピットの位置ですとか、そういう港湾施設の内容や港湾管理上の支障の有無について照会がございまして、これに関しまして、港湾管理者といたしまして、支障の有無等あるいは施設の内容等について回答をしております。

○古沢委員

つまり、事業を営もうとする業者が北海道運輸局に許可の申請を出すに当たって、言ってみれば、事前にその業者から市に対してそうした施設利用についての手続的な行為が当然あるということになりますね。

○（港湾）港政課長

許可の場合、今の海上運送法による許可が必要な場合につきましては、通船を実施しようとする業者から港湾管理者に協議があり、その内容等について港湾管理者として業者に回答してございます。業者につきましては、その回答を添付して運輸局の方に申請をするという手続になってございます。

○古沢委員

はっきりしていることは、業務としての通船業務の許可は運輸大臣が行う。その業務にかかわって港湾施設が使われるわけですが、この港湾施設については港湾管理者、そういう意味でのすみ分けといいますか、分担が明確になっているということは間違いありません。

○（港湾）港政課長

ご指摘のとおりでございます。

○古沢委員

それでは、通船業務ですから当然に旅客、人を運ぶ場合、そういう業務があるわけですね。したがって、港湾管理上からいって、通常通船業務で使用を認めている施設は具体的にどこどこですか。

○（港湾）港政課長

通常一般的に通船等で使用、乗客あるいは水先人の乗組員の乗り降りを認めている場所についてでございますが、大きく言いまして第3埠頭基部、これにつきましては第3埠頭の18番バースあるいは公共棧橋、そのほかに税関跡地、これらを含んで第3埠頭ということで申し上げますけれども、こちらを認めている。しかしながら、他の場所であっても認められる場合もあるというふうに考えてございます。

○古沢委員

一般には第3埠頭基部ですね。それでは伺いますが、勝納埠頭の用途についてお聞かせください。

○(港湾)港政課長

勝納埠頭の用途でございますけれども、勝納埠頭につきましてマイナス10メートルあるいはマイナス13メートル岸壁ということで、大型穀物船あるいはロシア船等の一般貨物船の使用ということで認めてございます。

○古沢委員

では、この勝納埠頭ですが、港湾法第2条第5項の3号、ここで言う係留施設、棧橋等が入っていますね。さらには第7号、旅客施設ですね、乗降用の固定施設など、こういったふうに港湾施設として列挙、示しておりますが、この勝納埠頭にはそうした施設がありますか。

○(港湾)港政課長

勝納埠頭にはそういった施設はございません。ただ、岸壁の一部に何というんですか、はしごといいですか、そういう部分の敷設もされてございます。

○古沢委員

ついでで恐縮ですが、それでは勝納埠頭をこれまで通船業務に使うという施設で認めた例がありますか。

○(港湾)港政課長

私の承知している範囲内ではございません。

○古沢委員

それでは、今回問題として取り上げたわけですが、「ビンセンス」の乗組員の通船業務に当たった業者と使われた船及びその船の仕様について、ちょっとお聞かせください。

○(港湾)港政課長

「ビンセンス」の通船に使用された船舶の関係でございますが、船名については差し控えたいと思いますけれども、運河係留にとめているプレジャーボートでございます。また、業者につきましても固有名詞は差し控えさせていただきますと思いますが、市内でボート、ヨットの修理・販売をしている企業であり、船の定員につきましては最大搭載人数、旅客が40人、乗組員が3人となっております。また、トン数については12トンでございます。

○古沢委員

業者名等については後で私も触れますので、関連しますが、小樽港で通船業務をやっている北海道ポートサービス株式会社がありますが、このポートサービス株式会社の持ち船とその仕様を簡単に説明してください。

○(港湾)港政課長

北海道ポートサービスさんの所有船は3隻ございます。1隻につきましては15.29トン、旅客関係が12名、乗組員2名という形になってございます。もう1隻につきましては、19.78トンで旅客が12人、船員が4名、それからもう1隻につきましては、旅客10人、船員2名ということでございます。

○古沢委員

この3隻のうち港湾区域外、つまり今回「ビンセンス」がアンカーをおろした港湾区域外に及んで通船業務に当たることができる船はどれですか。

○(港湾)港政課長

15.29トン、港湾区域外に出る沿海区域と申しますが、港湾区域内を平水と申します。港湾区域外につきましては、

沿海区域ということで沿海に出られる船は15.29トンの船で、旅客が12人、船員が2名の交通船でございます。

○古沢委員

事前にちょっと調べていただくようお願いしておりましたけれども、沿海区域、つまり港湾区域外に及んで通船業務に当たれる船ですね、「新島丸」といいますが、この「新島丸」の今年の10月13日から16日にかけての運航状況について説明ください。

○(港湾) 港政課長

「新島丸」の運航状況でございますけれども、まず10月13日、勝納埠頭におきまして「キティホーク」接岸後、「キティホーク」腹部の周りにオイルフェンスの設置作業のために運航してございます。14日、15日は運航がございません。16日につきましては、「キティホーク」出港後、オイルフェンスの撤去作業のために運航してございます。そのほかに、16日の夜になりますが、「サンデー・エスペランザ」、小麦の船でございますけれども、これらが夜出港してございます。出港に当たりまして、水先人が乗船してございまして、この水先人を迎えに出港して、第3埠頭に戻ってございます。

以上です。

○古沢委員

この「新島丸」は10月14日、15日は運航なしですね、よろしいですね。

ここで1つの疑問にまずぶつかったんですが、通常通船業務に当たっている船「新島丸」があいているわけです。しかし、「新島丸」でなくて、なぜ、通常通船業務をやっていない、アクアラング教室などに使っているプレジャーボートが使われたのか。その理由は一体何だと考えていますか。

○(港湾) 港政課長

詳細については承知しておりません。北海道ポートサービスさんがどういう判断をしたのかはちょっとわかりかねるところでございますけれども、今申し上げました「新島丸」の定員が12人ということでございます。実際に通船に使われた船についてでございますけれども、これらの旅客定員が40人ということで、一度に運べる人数の多い方を求めたのではないかとということで考えてございます。

○古沢委員

僕も、常識的に理由はそれだと思えます。とにかくできるだけ短い時間で、とにかく陸に、おかに上がりたい、そういう乗組員を1時間でも30分でも早くおかへ上げる。大きな船で乗れるだけ運びたいという、このように、言ってみれば米海軍側の都合ですね。これが主な理由だと思えます。

そこで、実は北海道運輸局に出向いて、この点に関して幾つかの聞き取りをさせていただきました。対応いただいたのは、運航部の輸送課長並びに係長さんだったんですが、何点か情報公開の手続でも情報提供いただけないということだったものですから、とにかく閲覧させてください、見させてくださいということで、関係の書類等について若干確認してきたことがあります。

1つは、人を運送する内航不定期航路事業開始届というのがあります。海上運送法で言う第20条の第2項で規定しております不定期航路事業ですが、この開始届というのがあります。これが10月13日付で出されておりました。これが1つです。

それから、海上運送法で規定しておりますその他運航管理規定の作成、これが作成されているということを運輸局側は確認されているようです。その作成したという届出書も出ております。

運航管理者がだれであるかも確認させていただきました。このときに、この通船業務に当たった業者の名前も確認させていただいています。それから、航行経路図面というのを見せていただきました。その中では、沖合、区域外にアンカーをおろした「ピンセンス」から第3埠頭並びに勝納埠頭にかけて不定期航路事業、航路をそういうふうに指定している図面を確認してきました。

そこで、海上運送法の第20条の第2項、不定期航路事業を開始しようとする者は、その30日前に届け出をしなければ。不定期航路事業は、先ほどお尋ねした許可事業でなくて、届け出事業なんです、それでも30日前に届け出を必要とするというのが法律の決めます。

10月1日から一部改正施行された肝心かなめのところが、これは30日前なんです。

そして、その点で対応した運輸局側の方と意見交換したんですが、10月1日に法が一部改正施行されて、そのしょっぱなに法律違反にぶつかったわけですねと、多少皮肉っぽくお尋ねしたんですが、大変困っているようでした。なぜこれを受理したのか。具体的に語ることができないんだと思いますが、極めて特殊な場合、特殊なケースだと。それと、余りにも急なことであったということで受理したんだと。けさの道新で報道されたような形とは若干ニュアンスは違ったんですが、私に対してはそういうことでありました。

まず、この点についてですが、明らかに海上運送法20条第2項に違反していると思いますが、どのようにお考えですか。

○港湾部長

海上運送法の関係でございますけれども、今お話の20条2項の届け出の際の30日前というのは私どもでも認識してございます。今お話のように、新聞報道でもそういった報道されておりますけれども、その内容につきましても、運輸局にとりましてはそれぞれいろんな理由があったんじゃないかなということで、そういう行政判断がなされたのではないかな、このように考えております。

○古沢委員

いろいろな事情、理由があったかと思います。そうでなければ、明らかに法律違反の届け出を受理するということ、そのこと自体考えられないことですから。

これから核心ですから。今が第1の問題です。海上運送法に違反しているのではないか。違反しています、これ明らかにね。法の決めに従っていないわけです。

第2の問題は、この届け出にある第3埠頭・勝納埠頭の使用に係る問題です。

念のためお尋ねしたいと思うんですが、先ほどにも関連しますが、海上運送法上の事業の許可は運輸大臣ですが、この第3埠頭・勝納埠頭の使用に係わる権限は運輸大臣が持っているんでしょうか。

○(港湾)港政課長

港湾施設の使用許可という部分につきましては、港湾管理者の権限でございます。

○古沢委員

では、伺います。市の港湾条例の第3条に係る使用許可、いつ、どのように受けているのか、この通船業務を行った方がね。あわせて、第17条に掲げる使用料についてはどのようになっているのか。この点はどうですか。

○(港湾)港政課長

今回「ビンセンス」からの通船に使われましたプレジャーボートについてでございますが、まず運河暫定係留のプレジャーボートということでございまして、毎月1カ月ごとの申請になってございます。10月分につきましては、10月2日に申請がなされております。運河係留船につきましては、航行許可申請書にも記載してございますが、主たる係留地が一期運河、北浜運河ということで、港湾施設の許可をとっておるということでございまして、改めて運河係留の場所での許可及び使用料を取ってございます。

○港湾部長

ちょっと補足させていただきます。

今お話の第3埠頭の改めての許可、料金どうなっているかというお話でございますけれども、今お話のように運河の暫定係留ということで許可をとっております。料金も当然いただいております。その中で、私どもは主な係留場所として第一期運河と予定してございますので、第3埠頭の基部なり、先ほどお話のありました勝納埠頭とい

うことで、一応明確な届け出ていますけれども、そちらの方で改めて料金をいただいているということにはなってございません。

○古沢委員

2つ問題、ちょっと指摘したいと思う。

1つは、小さな問題ですが、運河係留で申請があって、許可をされています。先ほど課長がちょっと言葉詰まったんですが、まずいと今感じたんだと思うんですがね。市条例の第2条、法律の構成上の問題ですけども、「港湾施設を使用とする者は」云々という、「使用とする者」ですよ。している者、した者ではないんです。これこれこれというふうに法律がつくられている。10月1日から10月31日までの1カ月間の申請を10月2日にしているという問題、小さな問題ですけども、これだってちょっとまずい話です。これが1点。

もっとまずい話。この運河係留の申請を出している申請者と通船業務の届け出を行った業者は同一ですか。

○(港湾)港政課長

まず、運河護岸の登録許可申請書の届け出についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、運河暫定係留につきましては、毎月1カ月ごとの許可申請ということになってございまして、期限の切れる直前にご連絡をさせていただいておりますけれども、人によってはあるいは土・日の関係も含めてでございますけれども、若干おくれる場合がある。そのままほうっておきますと不法係留ということになりますので、事後にはなりますけれども係留を認めているということですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、第2点目の通船に使われました船舶の所有者と通船を実施した企業の関係でございますけれども、所有者は違っております。

○古沢委員

所有者というか、申請者、届け出者が違うという意味です。船は同じです。だから、運河係留等を認めた、それは具体的に言えば札幌の会社ですよ。それで今回、通船業務の届け出を行ったのは小樽市内の通常通船業務をやったことのない業者。だから、そうすると、これは法律じゃ当たり前のことですけども、申請届け出、許可、こういったことに関するのは、船を相手にしてやるわけじゃないですね。これは、運河係留その他について申請、その登録をしたのは札幌の業者だ、はい、よろしいと。しかし、通船業務を届け出した業者は小樽の別の業者ですよ。その業者が通船業者をするについて、第3埠頭ないしは勝納埠頭というふうに北海道運輸局への関係書類にはそういうふうに提出している。しからば、この第3埠頭・勝納埠頭の使用について、この小樽市内の業者、これに対してどういう対応したんですか。

○(港湾)港政課長

船の所有者と通船の実施業者との関係でございます。通船の実施業者が通船に使った船を札幌の業者から借り上げたということでございます。また、つけ加えますと、通船を実施している企業につきましても、通常運河係留の中で係留船の許可をしてございます。

そういう意味では、船舶の所有者、それと通船の実施事業者が共同で双方とも第3埠頭の基部で通船の乗り降りができるということについては承知してございまして、特に問題はないかというふうに考えてございます。

○古沢委員

では、市長に伺いますけれども、そもそもは海上運送法20条の2項に違反している。つまり、30日前に届け出がされていない。海上運送法のことでありますから、市の所管、担当、当然市長も承知をされている法律です。そもそも港湾を安全に管理していこうとすれば、海上運送法もあれば港則法もあれば、港湾法もある。それに基づいて市の港湾条例もあれば施行規則もある。それらが一体になって港湾が安全に管理運営されていく、一体のものでしょう。そのどれか1つ歯車がとまっても安全な管理運営はできていかない。そういうものですから、海上運送法というのは所管はこれ運輸大臣のことだから、我関せずという話には到底ならん話です。ですから、この海上運送法に違反

して通船業務が行われていた。

そして、同時にもう一つ大事なのは、この通船業務をしていた小樽市内の業者、この業者が港湾施設の使用についていわば無許可、こういう事実について、市長、どのように考えたらいんですか。

○（港湾）港政課長

今ほどご指摘ありました通船実施業者が無許可という部分については、先ほども申し上げましたように、運河係留船ということで港湾施設の使用許可を与えてございますので、無許可ということには当たらないかと思います。

○古沢委員

小樽市内の業者に許可を与えているんですか。

○（港湾）港政課長

先ほど申し上げましたように、通船を実施した業者につきましては、ヨット、ボートを販売、修理している企業ということで申し上げました。これらの会社のいわばプレジャーボート、これらにつきましても運河係留を認めてございます。その意味では、港湾施設の使用を許可していない企業ということには当たらないかと考えてございます。

○古沢委員

全くおかしいんじゃないですか。いや、そもそも通船業務を想定していないわけです、運河係留なんていうのは。通船業務ということになれば、先ほど来聞いているように、起点、終点を考えれば、運河係留で通船業務なんてやることはおよそ考えられないことです。そういったそもそも通船業務を想定しない申請、登録、許可、そういう業者が大量に人を運ぼうとする不定期航路事業として届け出を出したと。その場合に、しかるべき港湾施設を使用することについて届け出、許可、これが不要ないなんていうことになったら、港湾管理者としては全くもってのほかじゃありませんか。いいんですか、こういうことで。

○港湾部長

今お話のありました通船をなされた船でございますけれども、海上運送法に基づく20条ということで、これにつきましては定期航路ということで、人の輸送をするということの目的で定期航路の事業ということで届け出を出しているわけですが、これにつきましては、ご承知のようにこれは運輸局の所掌でございまして、一方、この通船の接岸を許可するというのは港湾管理者の権限ということで認識してございまして、我々としてはその辺はそれぞれの所管の中の権限の中で行われているのかと、こういう理解はしてございます。

○古沢委員

とても納得いかないですね。それでは、具体的に当日の市側からお聞きした対応についてちょっと、これ自体大変大きな問題だと思いますから、これはぜひ市長にご答弁いただきたいと思っているんですが、通常は運河に係留してアクアラング教室などで使われているプレジャーボートが、ある朝突然大量の米軍を乗せて第3埠頭の基部に入ってきた。おいおい、これは大変だということになって、きちんとそういう届け出をしているのかというふうにただした。運輸局側は届け出を受理しているというふうに聞いたから、しかし第3埠頭では警備上問題があるから勝納埠頭に回れというふうに指示したというんですね。

これは大まかな事の経過です。あの大変な混雑の中でしたから、いろいろ大変だったと思うんですが、大まかにくくればそういう経過です。

このことに関して、1つは、混雑はあったとはいえ、事の重大性を認識した行為とは思えない。運輸局に電話確認で済ますような話ではない。そのときの状況からいえば電話しなかったんだと言えば、そういう状況であったかもしれないけれども、そういう確認しかする方法がないような性質の問題ではないということですね。

もう一つは、適法な届け出がされているかどうかということ、単に電話で確認するにとどまっていると。それでは、そのプレジャーボートを操船してきたのはだれか、運航管理者はだれか。適切な、適法な要件を具備してい

るのか。それらについては、その短時間で確認できるようなものではないんですね。これは常識的に言えば、待たかけるのが当たり前のことではありませんか。これはたまたま米海軍、「ビンセンス」という頭を外してくださいよ。あるとき突然そういう行為が行われたら、ちょっと待てとかけるのが港湾管理者としては当然のことです。きちっと確認がとれない限り、まあとりあえず仕方がないから上げるかなんていうことではないはずです。これが第1点です。

第2点は、先ほど説明いただいたように、勝納埠頭は商船、貨物船、大型船用の目的で使われている施設ですから、この埠頭に第3埠頭基部から大量の人を運んできたプレジャーボートをそちらに回したという指示、この点についてこれが大きな問題です。

もう一つは、こうしたことがなぜ起きたかということの本質にかかわりますが、つまりは「インディペンデンス」の3年前のことを想定して、大変なことになるかもしれない。警備上ここに重きを置いた対策をとったあまりのことではないか。こうしたことあれこれも含めて、当時は市長出張中でしたから、事の経緯、経過を報告を受けて、いつ、どこで報告を受けて、どういう指示を出されていたのか。これは、先ほどの港湾施設利用の大問題とは別個の問題、当日の対応の問題としても大きな問題ですから、お答えいただきたいと思います。

○市長

私は、今おっしゃったように13日まで出張しておりましたので、14日に勝納埠頭の現地の本部の方へ顔を出しまして、その時点でこういう対応したということで聞きましたので、それはそれで特に問題はないだろうと、こういうふうに思っております。

○古沢委員

納得いきません。問題ないという認識なんですか。問題ないと思いますか。

(発言する者あり)

○古沢委員

問題の方々が問題ないと言っているんだから大問題なんです、これは。そもそも、先ほど言ったように、海上運送法という法律に明確に違反していること。しかも、使われた港湾施設に関して、市の港湾条例及び規則に違反していること。こうした点からいっても、市長の問題ないという答弁は全く納得いきません。再度お願いします。

○市長

確かに、「ビンセンス」の乗組員の状況でございますけれども、これは確かに法律違反だろうというふうに思いますけれども、そういう中で一応許可を与えているわけですね、運輸局としては。それで、許可を得た上で上陸させたわけでございますけれども、その上陸させた人が、上陸させられない何かの特別な理由があって上げられない人を上げたんじゃないかと、上げて問題ないといえますか、ということで扱っているわけでございまして、その部分については特に問題ないだろうと、こう思いますし。

それから、場所の問題ですけれども、これは港湾使用条例の21条で、港湾使用については担当者の指示に従いなさいと、条例、規則のほかに担当者の指示に従えということで、当日、担当者が第三埠頭から勝納埠頭へ回るように指示したわけですから、そのことについてもまた問題ないだろうと、こういうふうに思っています。

○古沢委員

海上運送法に違反する通船業務だったということは今認めました。その違反している通船業務に対して、港湾施設の使用を実態としては認めた。きちっとした届け出等の行為がされていないにもかかわらず、実態として認めたわけです。問題ありませんか。

○市長

ちょっとすれ違っているんだろうと思うんですけれども、この船自体が運河係留の許可をもらっているわけですね。そして、これは主たる係留場所ですから、それが第三埠頭基部へ行っても、これは指示に従って第三埠頭へ行

く場合もあるわけですね。その船が、違反でありますけれども、通船について運輸局が許可したと、その許可された船を港湾管理者として第三埠頭じゃなくて、警備上の問題で勝納埠頭へ回したということは21条でできるわけですから、そのことについては問題ないというふうに思っています。

○古沢委員

きちっと言いますけど、運河係留でこのとき使われた船は、もうこうなったらきちっと言わないとはっきりしませんからね。「グッドフェローズ」というプレジャーボートです。運河係留をこの船が認められて申請、登録された相手方、申請者は、札幌の株式会社ビッグブルーという会社。これで運河係留が申請され、登録されていた。ところが、今回この「グッドフェローズ」を使って通船業務を行ったのは、小樽市内の北欧産業有限会社という会社です。ごっちゃにしているのは答弁するあなた側の方じゃないですか。

北欧産業が「グッドフェローズ」を使って施設使用するということに対しては、別個の行為として当然手続的には必要になるじゃないですか。こんなことが許されれば、もう港の中はごちゃごちゃになりませんか。どうですか。

○(港湾) 港政課長

「グッドフェローズ」の所有者と通船業者の関係でございますけど、先ほども申し上げておりますように、通船は北欧産業さんがされてございます。それと、船につきましては、札幌の業者さんの船を使ってございます。それで、私が現地の方で確認している部分で申し上げますと、船の所有者、それから北欧産業の責任者、これはともに「グッドフェローズ」に乗って作業してございますので、その意味では施設の使用許可、それぞれ持っている者が船を借り上げて、通船の問題は別としまして、港湾施設を使用するということについては特に問題がないということでございます。

○古沢委員

よく聞いてくださいよ。「グッドフェローズ」の運河係留は北運河のところですよ。運河係留は、株式会社ビッグブルーというところから登録申請があって、それに対して市長は、港湾管理者は許可をしている。北欧産業は、先ほどの答弁で言えば、いろいろなプレジャーボート、ヨットその他扱っていて、運河係留その他また登録されているからいいじゃないかと、北欧産業で登録申請出している船はまた別の船ですよ。そしたら、北欧産業が今言っている「グッドフェローズ」を使ってやろうとすれば、当然これは施設使用の届け出、許可が必要になるというのが当たり前の話じゃないですか。

○(港湾) 港政課長

先ほどから何度も申し上げますけれども、通船の許可につきましては確かに北欧産業さんでございまして。船の運航、管理者だとか運航責任者、そういう種類の部分については承知してございませぬけれども、船を実際に運航した船長というのは所有者でございまして、両者が通船の届け出をした者と船の所有者と一体となって通船業務をしたという形になりますので、支障はないというふうに判断したということです。

○古沢委員

つまり、「グッドフェローズ」の所有者は船長自身だということですね、今言ったのは。

○(港湾) 港政課長

はい、当日、北欧産業の社長とともに、その通船に使用した船に乗って操船してございます。

○古沢委員

そうすると、またおかしいことになりますけどね。運航管理者として届け出があって、それによれば、今の答弁によれば船長が乗っていたというんですから、北欧産業の社長さんです、運航管理者として運輸局に出ていたのは。ですから、北欧産業の社長さんが船の持ち主だということになるんですね。そうすると、そもそもこれ、この運河係留の申請書を受理している「グッドフェローズ」、株式会社ビッグブルーに対して市長は判こついで、よろしいですよと出しているのは、これ一体何ですか。

○（港湾）港政課長

通船をする場合についてでございますけれども、必ず自己所有船でなければならないというような判断はないかというふうに理解してございます。その意味で、通船業務の申請をした者が当時運航管理者として船に乗っており、北欧産業さんに船舶を貸し付けた者が船の操船をしているという部分については、先ほどから問題がないというか、違和感がないというふうに理解してございます。

○古沢委員

いよいよ小樽の港は無法地帯になっていく心配がありますけどね。肝心なことは、市長は9月の下旬に「キティホーク」の入港を認めるに当たって、この随伴艦「ビンセンス」の港湾使用はお断り申し上げるというふうにしたわけですね、拒否したわけです。「ビンセンス」は、あの鉄の塊はどうやってあのアンカーをおろすところまで来たんですか。乗組員も「ビンセンス」そのもの、総体で言えば「ビンセンス」そのものじゃないですか。しかし、市長が出張中の空白の時間をねらうように、ある意味ではですよ、米海軍と国は法律違反もやむなしとして、小樽の港湾施設を強引に使用した。図式としてはこうなりませんか。問題ないと判断している、こんな港湾管理者の判断で本当によろしいんですか。

○市長

「ビンセンス」の入港ですけれども、これは10月12日ですね、入港はしないという海上保安から通知が入ってありましたので、私どもとしてはそれはそのままそのとおり受け取ってありましたけれども、突然入ってきたというたしか連絡を受けましたけれども、とにかく小樽港入港は絶対認めないということで対応してきたわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

○古沢委員

だから、よくわからないな。要するに、鉄の塊があそこにあるうちは使用を認めてないんだからいいんだという判断というのは成立しないでしょう。「ビンセンス」の乗組員が法律違反をしながら小樽港に上陸したわけです。これは問題ないという、そういうこと自体が不思議でしょうがない。あなたのメンツが丸つぶれになったんじゃないですか。もう一度お答えください。

○市長

メンツが丸つぶれだったかどうかわかりませんが、とにかく「ビンセンス」の入港についてはきっちりお断りしましたので。あと、乗組員が上陸するかしないかは、また入港とは別の問題ではないのかと、こういうふうに思っています。

○古沢委員

ちょっと納得しがたいので、きちっとした答弁いただくように、委員長の方からもちょっと特段の取り計らいしてください。これじゃとても前に進まんですわ。

○委員長

委員長としても困る話でございます。議論がかみ合わないということですので、引き続きわかるように、相互理解の精神で質問続けてください。

○古沢委員

問題は、もう何度言っても仕方がないんです。海上運送法違反の通船業務が小樽港の中で行われた。これは市長も認めました。法律違反の通船業務が行われているときに、港湾管理者はそれを承知した場合にどういう態度をとるべきですか。まずこれを伺います。

○市長

確かに、先ほどから申し上げておりますとおり、届け出月日については法に違反しましたけれども、北海道運輸局は認めたわけですよ、通船業務について。ですから、特段問題ないというふうに申し上げているので、それ以上

言われてもお答えのしようがないわけです。

○古沢委員

そう言われては身もふたもない。全く何というか、あいた口がふさがらないというか。これは市長のおっしゃるとおり、法律違反で北海道運輸局が承知の上受理をした。受理した以上は、それに港湾管理者は従わなければいけない。そういうことをおっしゃったと理解していいですね。

○市長

先ほど冒頭ございましたけれども、いろんな事情から北海道運輸局は、日にち的にはおかしいけれども、これは受理せざるを得ないだろうということで受理して、通船業務を認めたわけですね。ですから、違反部分は違反部分でありますけれども、実態行為としてそのことは認めたということです。

○古沢委員

お願いしておきますが、1つは今の件ですね。国の機関が法律違反で受理をした。その結果、港湾を管理する港湾管理者は、国が認めた以上それを受けざるを得ないという見解は成立するのでしょうか。それに対してきちっとした答弁をいただきたいということと。

それから2つ目は、第3埠頭・勝納埠頭の使用にかかわる問題で、この港湾施設の使用に関して、きちんとした法令に基づく手続がとられていないという問題についてどう答弁されるのか。これが2つ目の問題です。

そしていま一つは、市長が先ほどから言っていることからすると、およそ考えてもいないんでしょうけれども、こうした国の機関が法律違反の行為をしていることについて、港湾管理者、地方自治体の長としてそれを正すべき責任が本来あるはずですよ。港湾管理上からいったって、そういう相互の関係というのがなければ、安全かつ適切な港湾の運営なんてできないんですから。この点について今、市長の答弁では全く不可解だ。この点についてきちっとした答弁をね、整理して答弁をいただきたい。これをぜひお願いしたいと思うんです。

○市長

北海道運輸局の許可した経緯といいますか、私ども直接聞いておりませんので、そういったものはやっぱり確認はしたいと思います。した上でですね、きちっとした答弁になるかどうかわかりませんが、先ほどから第三埠頭と勝納埠頭の使用許可の問題ですか、これについては私どもは問題ないというふうに思っていますので、改めてまたきちっと整理してご報告します。

○古沢委員

いつ報告いただけるんですか。

○市長

問題ないというふうに思っていますから、そう時間はかからないと思いますけれども。ただ、運輸局の関係がありますのでね。運輸局は今日、もうちょっと時間過ぎてますので、明日になろうかと思っていますので、明日の委員会で冒頭でもお話しできるかと思います。

○古沢委員

大変な問題なんですから、きちっと対応いただきたいと思うんですね。市長がそこまでおっしゃるんですから、明日の報告をいただくということで、私はとりあえずきょうの質問、これで終わりたいと思います。

○委員長

では、共産党の質疑を終結いたしまして、民主党・市民連合。

○武井委員

○第二病院のナースキャップ不戴帽について

通告はしてあったんですけど、1点に絞って。

まず、市長にですね、答弁いただいた関係上、市長に答弁お願いしたいんですが、小樽市の被服規則というのがあることは知っていると思いますけれども、この被服規則は地公法の32条で言う地方公共団体の規則に含まれていると思いますか、思いませんか。

○職員課長

地公法32条で言っておりますのは、当然上司なり職務命令に従うか従わないかと、そういった規定でございまして、上司から職務命令が発せられますと、当然職員はそれに従わなければならないという規定でございまして、この被服貸与規則の中では着用しなくてはいけないと、そういう文言にはなっていないでございませぬ。したがって、この32条の地公法には違反しないという考え方です。

○総務課長

今、職員課長がこういう規則の内容について申し上げましたけれども、今、委員のおっしゃった地公法の32条のいわゆるこの条文にあります「法令、条例、地方公共団体の規則及び」云々というその規則には該当いたします。

○武井委員

そうしますと、これから小樽市のこの被服規則の解釈をめぐってお尋ねをしたいわけです。

まず1つは、被服の職員との貸与するときの授受の仕方、どういう手続をとりますか。

○職員課長

通常、この規則に定められております対象の職員の範囲決めてございまして、その職員もしくはそれらのもの、貸与する物品、さらに期間、そういったものに基づきまして、通常は原課の方で職員に直接被服は貸与してございます。

○武井委員

そこで手続。ちゃんと授受の仕方、どういうふうに授受していますかということ。

○職員課長

それで、異動等で職員が異動しますと、当然そのときにですね、きちんとした名簿を持ってございまして、被服の種類あるいはその貸与した日にち、そういったものを記載する中で、本人に支給してございます。したがって、それに基づいて3年であるものは3年ごとに、2年であれば2年ごとに、その台帳を見ながら原課の方では貸与している、そういった実態になってございます。

○武井委員

受領印とか、そういうきちんとした責任ある授受はないんですか。

○職員課長

受領印をとっているかどうかは、ちょっと私は承知してございませぬけれども、きちっとそういった中で、名簿等で整理しているというふうには聞いてございます。

○（樽病）総務課長

通常、病院ではたくさんの被服を貸与してございまして、ナースキャップを含め、看護婦の白衣もございませぬけれども、実態は、規則の中では6カ月に1枚ずつの規則になってございませぬけれども、そのときには必要な人だけを募集というんですか、集めましてですね。だから、全員にその都度貸与するというわけではなく、傷んでいない人はやめる。傷んでいる人だけ請求してもらうということで貸与してございまして、受領については、現実的には書類としては残してございませぬ。

○武井委員

いや、私はね。それでは、この被服規定によりますと、退職はもちろんなんですけれども、使用できなくなったときには返納しなきゃならないということになっております。返納するときに、確認もとってないのにどうしますか、それなら。そのまま返納してないんですか。じゃ、返納するときの手続ひとつお示してください。

○(樽病)総務課長

返納につきましては、限定してお答えさせていただきますけれども、白衣などにつきましては、規則によれば更新の時期には返却しなきゃならないとなつてございますけれども、実態につきましてはそれを焼却するというわけではございませんので、本人からは返却は受けないで、新しいものを1枚出したときに、予備としてそれを使つてもらうということが実態でございますので、現実には新しいものを更新しても、古いものは予備として使うということから、返却は求めておりません。ただ、小樽病院をやめたとか、そういう場合には返却は求めております。

○武井委員

私は、この手続は正しいと思つていません。これは今、あなた方は私がこの次質問するのは何だということを覚えてからさうとうべんするけれども、貸与するものの中には非常にいろいろなものがあるわけです。だから、そういうものでさえ、何だか貸与したのか、返したか、何だかわからない。予備にくれますよとか、そういうようなことをするんですか。そんなルーズな授受の仕方してるんですか。

どうも皆さんの意見はおかしいんです。これはどこの職場でもきちっと判こで授受しているんですよ、受け取り印を押して。そして、返済については、ただいまある品物が6カ月だったら6カ月のときにちゃんと交換して、判こを押すんですよ。これが普通のやり方だと私は思うんです。そういう、いつ、だれに渡したかわからない、いつ返したかわからない、「ああ、いいわ、いいわ、またこれ使え」と、そんなような調子でまた貸すとか、そのようなことでね。この被服規則って、こんなだったら規則なんて言わなくたっていいんですよ。地公法にある規則である以上は、きちんとしたやっぱり責任を明らかにするべきだと思いますよ。

○助役

今ちょっとご指摘を受けました件につきまして、規則の内容と実態とちょっと合っていないような部分もあるやに聞かされたので、また実態調査しまして、原課の意向等も確認をさせていただきまして、整理をさせていただきたいというふうに思います。

○武井委員

私は、やっぱりそういう姿勢をですね。倫理規程は市長つくったけれども、やっぱりこれを全うするためには、そういうところからきちんとしてやるべきだということだけは申し上げておきます。

次に移ります。

それで、いよいよ本題に入りますが、このナースキャップの試行というのはいつからやりましたか。

○(二病)事務局次長

第二病院におけますナースキャップの試行でございますけれども、平成10年度より試行を始めています。

○武井委員

何月。

○(二病)事務局次長

4月というふうに認識してございます。

○武井委員

新谷市長はこの施行したのを知らんかった。そんなもの知らんかったという答弁が議事録に残っていますが、山田市長はいつこれを知りましたか。

○市長

議会でのやりとりで聞いておりました。

○武井委員

それで、貸与されたこれはですね、今、返納手続していないというわけですが、今度は直接しないで、リース制度か何か採用しているやに聞いていますけれども、これ帽子は半年期限なんですよ、半年期限で更新することにな

っているわけです。それが地公法に定められている小樽市の被服規則なんです。ですから、そのところもあいまいな内容ですが、時間の関係ありますから先急ぎますけれども。しかし、この規則、施行中の規則はどの規則にのっとってやっていたんですか。

○（二病）事務局次長

あくまでも平成10年4月ごろと答弁させていただきましたけれども、それからの試行というのは現在の貸与規定がある中でいわゆる試行でございますので、試行の基づく規則といいますか、試行そのものの規則というのはありませんけれども、現行の被服貸与規則、これがある中で試行を実施しているということでございます。

○武井委員

そうすると、現在の規則ということになりますと、現在の規則の中には、貸与されたものは常時着用しなければならない、こう書いてあるのは間違いありませんか。

○（二病）事務局次長

貸与規則の中に、貸与されたものは着用するものとするという、いわゆる義務規定的な表現の部分のご質問でございますけれども、私どもはこの規則を見る限り、これは義務を、いわゆる着用を義務化というか、義務づける規定という認識には立ってございませぬので、被服貸与規定は、着用する者に対する品物ですとか数、期間、取り扱い上の注意等を定めた規則という理解で、今現在試行を実施しているところでございます。

○武井委員

どうも言っているのがわからないんです。この規則に従ったと、この規則は地公法の32条にのっとった規則ですよと、この規則には貸与される者は常時着用するものなんだよと、着用するものでなければ貸与しないんですから、着用されたものを貸与するものとするというんですから。それなのに、その規則にのっとってやったと言いながら、どうして着用しなかったの。

○（二病）事務局次長

委員おっしゃるのは、貸与規則の中の別表1の備考欄にですね、備考欄であろうと規則は規則ですけども、その中に「貸与者は、勤務中常時着用するもののみとする」という部分だと思いますけれども、本会議で樽病の事務局長からもご答弁させていただいておりますけれども、逆に常時着用しない、いわゆる今我々が試行しているような場合ですね。そういうような場合には貸与しないんだという解釈で我々は今やっておるわけでございます。

○武井委員

今あなたね、10年4月からやったと言っているんですよ。そのときの試行のときには既に5カ月、少なくともって6カ月前からは貸与されているはずなんだから。10年のときも14着貸与されているはずなんです。ですから、そういう貸与されている人は常時着用しなきゃならないでしょう。そういうふうに思いませんか。備考欄ならいいんですか。

○（二病）事務局長

平成10年に購入したのはですね、次長ちょっと説明不足でしたけれども、最初10年に実施するに当たっては、試行と言っておりますけれども、自由化したということで、着用している職員とそれから着用していない職員、4月、5月ころにおりまして、そういう関係で支給したということです。

それで、今まで2年間やってきました。それで、今議論しております被服貸与規則の解釈についてですが、これは第二病院として考え方をまとめてあります。それは、説明させていただきますと、服務命令といいますか、すなわちなースキャップを着用義務づけがあった場合には、この規則に基づいてナースキャップを貸与する、そういうふうに理解しております。それは、なぜそういう理解に立ったかといいますと、この規則で定めている職員が、その表の中に定めています制服等を必ず着用しなければならないということではないと考えております。それはなぜかといいますと、この規則の中で、まず1つは第3条、それから今備考で常時着用しないものについては支給しな

いということになっております。したがって、これは着用せいという規定ではないというふうに理解してございます。

それから、第二病院ではナースキャップを着用しないということで決めていますけど、これは第二病院が着用すると決めていて着用しない場合は、これは地方公務員法に違反すると、こういうふうに理解しております。

○武井委員

もう病院の方は答弁する必要ないわ、あんまりしゃべったって、幾らね。

それで、助役なり市長なり、総務課長なりに解釈をめぐってお伺いしたいと思うんです。

今までの答弁や質問でわかると思うんですが、被服規定の中には、お手元にもあると思いますけれども、貸与する場合、ここに書いてある6カ月に1着ずつ当て、こういう数字が書いてあるわけですが、この中に「貸与された者が常時着用するもののみとする」と、こう書いてある。だから、貸与された以上は、私は着用しなければならないと、そういうふうに理解しているんです。ところが、向こうはいいや義務づけてないからいいんだと、こう言っています。私はそうでないと思う。貸与された以上はきちっとやっぱり着用する。

そうしたら、試行したのは10年の4月だと言うんですから、6カ月間の貸与期間があるわけです。そうしたら、それを試行するときに、ついその前までかぶっていたんですから、急に期限が切れるわけじゃないんですから。ですから、その試行中のときは、それではどの規則に従って、全員が貸与されていたにもかかわらずかぶっていないわけですから、一斉に放棄したわけですから。ですから、そういう場合に、じゃその試行の期間中はどうなんですか。どの規則にのっとって勝手にかぶらなかったんですかと、こう聞いているんです。ですから、それに対して、いや義務づけておりませんのでと、こういうふうに言っているんですけれども、私の考えは間違いでしょうか。

○市長

基本的に貸与された者は常時着用すべきだと、こう思います。したがって、試行中のものについては規定はないと思います。ですから、試行中は着用しない。しかし、貸与されている者は、いずれ試行が終わって、やめれば、将来かぶりませんよというのであれば返還する、また継続して本格実施するのであればまたかぶるということですから、貸与されたままだということだと思えます。

それで、今の第二病院の問題につきましては、もう試行も2年もやっていますので、これから本当にこのまま未着用でいくのかどうかははっきりさせまして、直すものは規則直したいと、こういうふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○武井委員

市長の言葉ですっきりしたんだ。局長や次長わかった。そういう答弁しないと。ただ規則をねじ曲げて解釈して答弁しているから、私は何回も聞いてるんです。

市長にお願いしたいことは、代表質問の中でもお話ししましたが、これらの中のアンケートとった中にも賛否両論がありました。着用したいという人もおりましたし、投書の中には着用すべきだという投書もあります。ですから、これをただ、何か私は、貸与されたものを一斉に放棄するということは、私はストライキみたいな感じがするんです。みんなしないで一斉に放棄するんですから。だから、これは私はとんでもないことで、しかも、新谷市長答弁のように「私は知りませんでした」と言う、そのさなかにこういうことをやるということは、私はやっぱり何か。そのときの上司たる者はだれかと言ったら市長だそうですから、任命権持っている市長だということから、市長、ぜひともきちっと整備をしてですね。私は、本当は即明日から着用しなさいと、そして結論がついたら、どうぞそれはひとつ市長の、上司の言うとおりにやってください、私はこういうふうに言いたいところなんです。それを何だか勝手に名札でもって、印つけるとか色をつけるとか、規則のどこにも載っていないんですよ。だから、この規則は生きているわけですから。

だから、私はそういう意味では、きちっとした指示をするべき。また、同じ市長のもとで市立病院はきちっとか

ぶっている、第二病院はかぶっていない。こういうようなこと自身も、同じ市長のもとで働く立場の人としては好ましくないと、私はこう思います。市長の決意のほどを聞いて、終わります。

○市長

今の小樽病院と第二病院、診療科が違いますのでそういった違いもあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、この問題いつまでも試行というわけにいきませんので、早い時期に一定の結論を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質問を終わりにして、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後4時32分

再開 午後5時00分

○委員長

それでは、会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

○斉藤（陽）委員

◎まちづくりの将来展望と決意について

代表質問に沿って何点か質問をさせていただきます。

質問については簡潔に行ってまいります。まず代表質問でも冒頭で市長に歴史の節目に当たってのまちづくりということで、将来展望とご決意をお伺いをさせていただきました。大変に力のこもった丁寧なご答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

これは質問ではなく、意見として一言述べさせていただきたいと思います。

少子・高齢化、情報化、国際化の進展、またバブル経済の崩壊以後の経済動向などを踏まえて、戦後の安定した社会発展を支えた社会経済システムが変革を求められている。このような市長の認識が示されました。そのような市長の認識を踏まえて考えますと、今日の社会経済システムの直面する最大の問題は、いろいろな議論はございますが、これからもこの低成長は続くだろうと思われまします。その低成長下での人口減少、高齢化、その中でいかに生活の確実な基盤を整え、そのための経済的条件をどう整備するかということが問題なのではないでしょうか。

私ども公明党としては、生活と確かに結びついた文化的・社会的価値につながった生活者としての生きるための拠点をそれぞれの地域につくり上げていく、そういうことが大事なことでありと考えております。その出発点が大きな歴史の節目としての現在ではないかということでもあります。

その意味から、市長が指摘をされました人口減少、産業・経済の停滞等を踏まえて、地場産業の発展、交通ネットワークの整備、また魅力ある市街地の形成を重点課題として、美しい自然景観、風格のある町並みという地域特性を最大限に生かしての将来構想を立てられているということに対しては、心から賛意を表するものであります。

その上で、美しいその自然景観を生かし、魅力ある市街地を形成する。また、風格ある町並みや伝統技術を生かした地場産業の発展、そのようなものを図るためには、行政としてはむしろより積極的なかわり方、姿勢が求められるのではないのでしょうか。また、市民や地元企業に求められるのは、自然や環境に対する関心、意識の向上、また自発的な参加・協力の基盤づくり、こういったものが重要なのではないかと思います。

そう考えますと、それは行財政改革、また財政健全化と、そういった行政のスリム化の方向性と必ずしも両立しない面も出てくると、非常に難しい問題となる可能性があると思います。今後、このような点に関しても留意をされて、まちづくりのリーダーシップをぜひお願いしたいと思います。

以上、意見といたしまして、次に質問に移りたいと思います。

○斉藤(陽)委員

◎市立病院について

まず、病院について伺いをいたします。

単年度黒字の問題については、単年度収支について不良債権が発生しないことが起債の借り入れの要件であるということで、単年度黒字は十分条件ではないけれども、必要条件に当たると、そのように理解をしてよろしいのでしょうか。

○(樽病)総務課長

そのように理解していただきたいと思います。

○斉藤(陽)委員

そうしますと、来年度の繰出金についてはご答弁いただいたんですが、一般会計の財政状況から見ると難しいけれども、経営診断の指摘もあり、他都市の市立病院の状況を調査して、市立病院の総合調整会議の中で検討していくと。非常にちょっとわかりづらい表現のご答弁をいただいたんですが、結局この言わんとするところは、来年度も今年度と同程度の繰り出しはやむを得ないというような理解でよろしいのでしょうか。

○(樽病)総務課長

病院側としてお答えさせていただきますけれども、ご承知のように、12年度につきましては、11年度に比べて3億円ほど繰入金を増額していただいております。それで、平成13年以降につきましても、繰入金の基準といたしましては、病院側としましては12年度の繰り入れ基準、これを基本としてまいりたいというふうに考えてございまして、13年度の予算編成に当たっても、12年度の繰り入れの基準に基づいて一般会計と協議していきたいというふうに現在は考えております。

○斉藤(陽)委員

結局、結論的には今年度と同程度またはそれに多少上乘せした形での繰り出しというふうになりますか。

○(樽病)総務課長

公営企業法に基づいて繰り出し基準がございしますが、若干中身については増減する項目もございしますので、そこで平成12年と同じ額になるのか、もっと多くなるのか、少なくなるのかはちょっと言明できませんけれども、大体同じぐらいの額になるだろうというふうには今現在考えております。

○斉藤(陽)委員

次に、統合新築に向けては、経営診断をもとに現病院の経営改善と単年度収支の均衡、資金不足額50億円の縮減計画が必要というご答弁をいただきましたけれども、前二者、現病院の経営改善と単年度収支の均衡という点については大体クリアをされつつあると、病院における積極的な改善努力、また単年度収支については繰出金ということで、ある程度クリアのめどが立ちつつあるということになりますと、この50億円の縮減計画ということについては、いつごろめどがつくのか。あるいは、いつごろ計画がきちっと立つのかという点についてはいかがでしょうか。

○(樽病)事務局長

ご質問の資金不足額約50億円の縮減についてでありますけれども、今、委員ご指摘のように、これは単年度収支の均衡とともに大変重要な課題でございます。単年度収支については、私どもとしてはなお一層経営努力しております、その可能性についてはございますけれども、いわゆる50億円のうち44億円の長期借入金、これにつきましては病院の自助努力の限界もございしますので、今後、一般会計からの支援を含めました経営健全計画、このたび経営診断も受けましたので、これに基づく経営健全化計画を策定し、さらに本庁に設置をいたしました病院問題の総合調整会議、この中の重要な検討課題と位置づけをしておりますので、早急に一般会計と協議してまいりたい。現時点では、ちょっとまだ時期的なことは申し上げられませんが、ご理解をお願いしたいと思います。

○斉藤(陽) 委員

時期的に難しいということであれば、実際にどの程度まで縮減すれば可能性が出てくるかという点についてはいかがでしょうか。

○(樽病) 事務局長

この問題については、起債導入に向けての課題でございますけれども、道との相談の中では基本的にはこれをゼロにするということでございます。ただ、他市町村の例もございますので、これについては道と今後積極的に協議をして進めていきますけれども、私どもとしてはできるだけゼロに近い形での計画、それがもしか難しいとしても、この実効性のある計画、そういったことでつくっていくべきでないかと考えてございます。

○斉藤(陽) 委員

実効性のある計画という、いろいろ含みというか、ニュアンスのある言葉ですけれども、もう少し具体的にですね、どの辺が実効性ということでとらえられるのか、もうちょっと具体的にお話いただけますか。

○(樽病) 事務局長

ただいま申し上げました起債の導入をいたして新築するということになりますと、30年償還となりますので、いわゆるこの30年間の収支の見通し、こういったものを大きく分けますと、それを立てなきゃなりません。さらに、その前段階として、いわゆるこの縮減計画をつくって国にお示しをいたしまして、その実効といいますか、ある程度実績を示す必要もございますので、今言いましたように、起債導入に向けてもまだまだちょっと道とのご相談もありますけれども、今、現時点では申し上げられませんが、基本的にはゼロに近い形の計画をつくりながら、単年度の収支改善をして、幾らそれに繰り入れができるかと、そういうことを含めて考慮しなきゃなりませんので、またしばらくちょっと時間かかるのではないかと思います。

○斉藤(陽) 委員

国の実績の判断というか、実績を国が見て見きわめるといえるのか、そういったものにもある程度一定の年限というのか、かかると思うんですが、そういう期間というのはどの程度なんですか。

○(樽病) 事務局長

私どもは経験ございませんけれども、例えば札幌市だとか室蘭だとか函館、江別、こういったところが起債を導入いたしまして病院を建築している、そういう状況を聞きますと、削減計画がきちっとご了解いただければいいんですけれども、今言ったように各市いろいろの取り扱いしてございますので、まだ道と協議しておりませんが、少なくとも、何度も申し上げて恐縮なんですけれども、解消へ向けての実効性のある計画ですから、例えば極端に申し上げますと、1年1億円で44年というようなこともありましようけれども、そうではなくて、やはり起債の償還を含めた中での総合的な計画を1つつくる。それから、病院の経営改善をして、病院単年度でどのぐらい繰り入れできるかというようなことを含めなければなりませんので、ちょっと今の段階ではきちん数字的なこと、年限的なものは申し上げられませんが、少なくともよその市もこの累積債務を抱えながら新築をしている状況もございますので、そのようなまずは情報をいただきながら相談してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○斉藤(陽) 委員

◎ロードヒーティング敷設の基準について

それでは、質問を変えます。ロードヒーティングの問題について伺います。

代表質問での答弁において、市道種別の見直しの結果を参考に検討するというので、目安を検討されるというふうにご答弁をいただきました。目安というのは、単純に種別、等級といいますか、道路のその種別の何段階、それ以上であれば可能性があるとかないとか、そういうような機械的なものでお考えですか。

○土木部主幹

今の目安の件でございますけれども、今言った道路種別、今現在あります道路種別は、主要幹線、幹線、補助幹線というような形で設けるようになっております。この道路種別がそうだからこれをやるということでは考えておりません。

○斉藤（陽）委員

原則的に交通量に基づく判断というのが大事だと思うんですが、道路の種別についても、原則その交通量というのが基本になるんじゃないかと思っておりますけれども、ここで1つ提案といいますか、検討していただきたいと思うのは、地域住民にとってのロードヒーティングの要望というのが非常に強いわけですが、その必要度というか、そういったものを数値化して表現できないものか。例えば、傾斜の大きさとか何度、斜度が何度あって、それからその角度がどのぐらいの長さ、区間にわたってその傾斜が続いているだとか、あるいは道路の幅、幅員ですね、それからカーブがしているかどうか、あるいはそのカーブの半径、大きさ、カーブと坂道のつながりぐあい、そういったものをある程度数値化して、だれの目にもわかるような係数といいますか、をつくって、それで判断の目安にするというようなことは工夫できないものかなと。ちょっと素人考えなんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○土木部関野主幹

今、数字をもって目安を決められないのかということのご提言でございますけれども、今一例として挙げられましたものについては、道路の構造的なものを言われたんですが、例えば道路勾配だとかカーブの張り出しとか、延長とか、そういう話をされましたけれども、そのほかに今、土木部の方で考えていますのは、道路の構造のほかに道路の利用状況、例えばバス路線であるところ、例えば交通量がどのぐらいある。また、道路沿線に張りついています公共施設だとか家、利用されています戸数ですね、そういうものを加味しまして、なかなか数字的に押さえるというのは非常に難しいということでは今現在考えておりますけれども、定量的な評価できるかできないかというのはこれからいろいろ検討していきますけれども、定量的な評価とか係数的な評価、そういうものを含めて総合的に判断していかなければならないのではないかとということで現在考えております。

○斉藤（陽）委員

◎置き雪について

次に、置き雪について伺いをします。

代表質問では、常時新雪除雪を行うことは不可能との結果となったというふうにご答弁いただきましたけれども、置き雪に関して、市民の苦情の一番ポイントは、人力では扱いきれない、普通に新雪が積もってそれをよけるのはできると。結構お年寄りとか年配の方でも、新雪であればよけられるんだと。氷だとか圧雪になった重たいのが山のように積まれて、若い人ならいざ知らずということで、年配の方がよく苦情といいますか、困ったということをお話されているわけですが、こういった重い圧雪や氷、これについては機械除雪といいますか、削り取るわけですが、その厚みを一定限度内に抑えて、余り分厚い氷にしないだとか、何とか人手で処理しやすいようなそういった工夫というものが必要なのではないかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（土木）事業所長

ただいまのご質問でございますが、我々、市道の路面管理は、冬期間におきましては圧雪路面で管理しております。したがって、シーズン中外気温がマイナス側で低く推移する場合は、委員が指摘されました方法では可能かと考えられますけれども、実際問題、小樽の場合はシーズン中降雨や暖気がしばしばやってきます。したがって、路面がざくざく路面になります。そうしますと、どうしても路盤全体を掘り起こしていかんやならない状態になります。したがって、現在の除雪方法ではどうしても置き雪をすべて取り払うことができる状態にはございません。

したがって、今後さらに委託業者さんの方に、作業上できる限り可能な状態でもって置き雪を少なくするよ

う指導してまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○斉藤(陽)委員

高齢者世帯ですとか公共施設の入り口、あるいは交差点部分、そういったところには作業上十分に注意をしていただきたいと思います。

◎学校図書館について

質問を変えます。学校図書館についてお伺いをいたします。

これも代表質問で質問させていただいた件なのですが、ちょっと個人的なことで恐縮なんですけれども、私は昭和35年に緑小学校に入学をして、昭和41年に卒業したんですけれども、私のこの記憶によりますと、緑小学校では週1回「図書の時間」というのがあって、図書室に行っているいろんな本を借りてきて、1時間教室でみんなで読むと。その時間で読み終われば返すんですけれども、そのまま家に借りて帰って1週間くらい借りられるとか、そういう週1時間の「図書の時間」というのが時間割にあったような記憶があるんです。

個人的に非常に楽しみだったという思いがあるものですから、いつのころからかその時間がなくなってしまったということで、今、自分の子供とかにいろいろ聞いても、そういった時間はないということで、これは小樽独特のものなのか、緑小学校だけでそういうことになっていたのか、あるいはいつ始まって、いつ終わったのか、こういった部分についてちょっとお伺いしたいんですが。

○指導室長

図書指導にかかわってですが、これにつきましては学習指導要領の変遷に伴う結果と思います。昭和53年に学習指導要領が変わりまして、そこから国語の指導が「表現と理解」という大きな項目で構成されるようになりました。それまでの学習指導要領においては、いろんな変遷はありますが、大きな観点で分けますと、「聞いたり話したりすること」、それから「読むこと」、それから「書くこと」、それから「整えて書くこと」、いわゆる書写につながるものですけど、こういう形での目標がそれぞれ打ち出されておりまして、そのうち「読むこと」の中に読解の指導と読書指導ということがそれぞれ位置づけられておりました。それで、昭和43年の学習指導要領では、特に読書の指導ということが、必要性が強くうたわれた時期がありまして、それまでは各学校週1時間、時間割に位置づけて実施していたところが多いのではなかろうかと思います。

なお、これは学習指導要領上位置づけるというのではなく、小樽におきましては特に国語教育については長い歴史がありまして、そういう研究活動の中で読書指導の重要性が強く主張されていたことの反映かと思います。

○斉藤(陽)委員

そういうことなのですが、読書習慣といいますが、読書のそういう習慣を身につける、また本に親しむという、現在の子供たちには非常に不足していると言われている部分なんです、こういう図書の時間のような形を現時点でカリキュラムに取り入れるというようなことはできないものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○指導室長

読書の時間を取り入れることについてですけれども、現在の教科書の中には読書に関する指導がそれぞれ位置づけられております。それで、国語教育全体が言語に対する理解を高めるということを目的としておりますので、そういう面では、先ほど触れました読解指導としまして言語の意味ですとか、それから言葉の用法・使い方、さらには文章の構成や展開の仕方、それから主題をいかにしてとらえるかというようなことを中心に学習しますし、またその関連としまして読書の指導が教科書の中にも位置づけられております。

これはどのような指導かといいますと、例えばある物語を読みまして、それに関連した読書をしてみましようというような形、あるいはそれと全く違うテーマを持ったものを読んでみようというようなことで、多い学年では20時間ほど、少ない学年でも10時間ほど位置づけられておりまして、そういう国語の年間の指導計画の中では現在も実践されております。

ただ、読書指導と申しまして、国語教育の中で行われる指導内容とそれから自由読書にかかわる指導があらうかと思います。自由読書にかかわる指導につきまして、現在の国語授業の中に1時間を機械的にとといいますか、1時間をその時間は自由読書の時間として位置づけて実践していくというのは、いろんなバランスを考えた上では適当でないと考えております。

○斉藤（陽）委員

今、適当でないと言われたそのところが非常に個人的にはよかったなという、今でも大人になってもよかったなと思っている部分なんです、いわゆる国語の教科というか、科目の中でいろんな言葉に対する理解だとかという、そういう勉強は当然必要だと思うんですが、本当に自由に好きな本を、図書室にある本を自由に持ってきて、読んでいいよと言われて1時間たっぷり好き勝手に読むといいますか、そういった部分の自由さというか、それがすごく子供心に印象に残っているというか、新鮮な、普通の授業では味わえない読書の体験ができたなという思いがあるものですから。くどいんですけども、本当にそれを取り入れるということは絶対不可能なのか、いかがでしょうか。

○教育長

国語の授業の中で一定の時間を読書の時間に充てるということは、室長がお答えしたように大変難しいと思います。学校週5日制の完全実施ということで、授業時数が32から28に小さくなるということもあわせて、それで新たに3年生以上から中学校まで「総合的な学習時間」というものが設けられますので、その中で学校で例えば地域を学ぶとか、あるいは世界のことを学ぶといったような学習の中で、図書館を利用したり読書活動を進めていくことは可能だと思います。

まず第一に、指導に当たる先生方が本好きであるということが第一条件だと思いますので、そのことへの啓発の方が今もっと急がれるんじゃないか。そういう意味で、ご質問にあった朝の読書運動は効果的な運動である。そういうふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

続きまして、小中学校の図書室の利用実態ということなんですけれども、ご答弁いただいた中で、中学校については授業での活用のほか、生徒会の図書委員が中心となって、休み時間や放課後等に図書館をあけ、自由閲覧や貸し出しを行っている、そのようなご答弁をいただきました。これは、逆に言えばそれ以外の時間はあいていないと、施錠しているという、そういう意味にとってよろしいのでしょうか。

○指導室佐藤主幹

中学校での図書室の利用状況についてでございますが、常時施錠をせず開館し、いつでも利用できる状況にありますのが3校、決まった時間に開館し、それ以外の時間は施錠し閉館としていますのが14校となっております。その14校では、今お話のように、昼休みや放課後に生徒会の図書委員が貸し出しと閲覧の計画に基づいて開館しておりますし、授業での調べ学習などでも使用されております。それ以外は施錠されております。

○斉藤（陽）委員

この施錠するというのは、非常にショッキングだったんですけれども、どのような必要性というか、どういう理由によってその14校では施錠されているんですか。

○教育長

施錠というのは確かに好ましくないというふうに一般的に考えられますが、小学校ですと、1人の担任の先生が全部の授業を教えますので、その裁量の中で図書館の利用ということが比較的自由にできますのであけられているんです。しかし、中学校とか高等学校になりますと、生徒の管理といったような側面がどうしても生じてまいりますので、その点も見逃せません。

そしてもう一つ、大きなことは、学校に司書の仕事に当たる方がいないということが非常に多いわけで、高等学

校では事務職員が図書室の補助をしたり、実習助手の方が当たったりして、市内の5校の中で1校が実習助手の司書で通常開館していることがあります。

しかし、そのことが難しい状況ですので、過日もお答えいたしました。平成15年に12学級以上では学校司書の配置が義務づけられます。その規模の引き下げということ、もう9学級でも6学級でも司書を置いてくれということ、私たちが要望しておりますので、そのことの改善はこれから努めていく課題だろう、そういうふうを考えます。

○斉藤(陽)委員

確かに、司書教諭の配置という議論も伺ってはいるんですけども、それ以前に教育の基本に立ち返って、図書室に施錠をしなければならない学校のあり方、その方がむしろ納得できないという思いがあります。もう一度あれなんですけれども、施錠しなくてもですね、その施錠するというのは本がなくなるとか、そういったような理由からなんでしょうか。

○教育長

そのこととは違います。先ほどもお答えいたしました。小学校は1人の先生が主担任としてすべての教科を教えております。中学校、高等学校になりますと、教科担任ということで、しかも休み時間が10分ということですので、生徒の把握、掌握ということが非常に大事な形になりますし、教室移動もありますので、例えば理科室やなんかでも使わない場合施錠、薬品の問題もあったりいろんなことがあり、施錠する教室が多くなっている状況もございますのでご理解いただきたい、そう思います。

○斉藤(陽)委員

極端なと言いますと、学校の備えてある本というものは、たとえそれ生徒がもし万が一ですよ、この本読みたいなど、借りて持って行って、そのまま家に置いてあって1年ぐらい持っていたということであっても、それはそれでですね。後から返さなきゃと思って返してくれたり、あるいはずっと大人になってから、何十年前に借りた本ですと持ってきたとしても、教育という、本来子供に本を読んで、よかったなという体験を与えるという意味では、確かにそれは学校の本を家に持ってきてずっと置いておくということはよくないこと、そのよくないということが自然にいろんなことで、その子供が大きくなって理解できれば、それはそれでいいんじゃないかなという気もするんですね。

ですから、そういう意味合いからいうと、司書の先生が例えば配置はされていないと、普通の何の教科の先生であっても、図書専門委員なりと交代交代で担当しながら図書室を常時あけるだとか、学校ごとにそのような工夫が可能ではないかなという、そういうふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育長

本の盗難を恐れて施錠しているということではありません。各教科の授業に生徒が全員出席している状況を確実にするためにそうしているわけでございまして、例えば生徒が本を持ち出すから施錠するという考え方には毛頭立っていないと思います。そういうことについてはおおらかな態度でいると思います。

それから、中学校、高等学校で先生が出張されたりなんなり自習時間になるときは、教頭さんや校長さんが図書室へ誘導して本を読ませるということ当然ありますし、生徒が読みたい本であれば、担任の先生やなんかを通じて、昼休みにでも借り出すということが十分行われておりますので、施錠しているという言葉のイメージから持つ学校図書館の閉鎖性というのはそんなに強くないものと私は考えております。

○斉藤(陽)委員

以上で終わります。

○委員長

では、公明党の質疑を終結し、市民クラブ、斉藤委員。

○斉藤(裕)委員

◎フィッシュミールについて

まず、代表質問に関連して市長にお尋ねしますけれども、フィッシュミールの問題です。

ご承知のとおり、フィッシュミールの問題は、市民クラブの大畠議員が主に非常に問題意識を持って取り組んでこられました。それで、答弁の中では、ぎりぎりになってですね、明年1定に頭出しをして、そして3月の末に終わるという民法上の時効とされるというのはいまよくないんじゃないか、こういうことを質問させていただきましたところ、態度は示すんだという答弁だったと思います。

それで、ちょっと一歩踏み込みまして、3月前といっても、議会前といってもそれはぎりぎり前なのか、そういうところは、これから予算編成もありますでしょうから、それが一段落した後なのか、我々議会に考える時間を与えていただけるだけのタイミングなのか、この辺ちょっと具体的にですね。拘束をするものじゃありませんから、イメージをお答えいただきたいと思います。

○市長

フィッシュミールの問題につきましては、本会議でもお答えしましたけれども、今、顧問弁護士の方と相談しておりますので、その相談がまとも次第ですね、ぎりぎりじゃなくて、一定の余裕の中で出せるように努力をしたいと思います。

○斉藤(裕)委員

できればめどをお答え願いたいんですけども、2月とか、最低1カ月は余裕上げるよとかですね。これは、質問の中でも述べさせていただきましたけれども、市長十分ご承知のとおり、もう事務方の経済部がどうしたとか、担当課長が足を運んだとか、既にそういう問題ではないということであろうと思います。それはおよそ何月ですか。大体でいいです。

○市長

1定が2月の末ですから、2月の上旬にはお示しできるように努力をしたいと思っております。

○斉藤(裕)委員

◎サッカー・ラグビー場にの整備について

教育長にお尋ねしますけれども、サッカー・ラグビー場の話をさせていただきましたが、ここにおられる横田委員もされた。そして、質問が終わってから、横田委員のご意見も伺ってみましたけれども、やはり1面使用、1面1面のサッカー・ラグビーという状況、今現実的にはそうなっているわけですね。この状態でないものねだりをしてもしょうがないだろう。しかし、新たに2面になるのか3面になるのか、どこになるのかわかりませんけれども、施設を整備するときには中途半端な変な意味での地域的なバランスというんですか、中央地区にもサッカー場、ラグビー場があるよ、望洋台、朝里周辺にも両方あるよと、これでは現実的には中途半端なもので非常に使いづらいものになってしまうと。ですから、私の主張は、すみ分けをしてそれぞれの協会で委託管理やなんかをですね、そこまで言っていますけれども、少なくともラグビー場、サッカー場というのは専用グラウンドにすべきです。こういう主張であります。

これは、多くの議員とお話ししても、そのとおりだということで、余り議論は聞いていないんですけども、その辺確認の意味でまた再度お尋ねしたいと思います。

○教育長

からまつ公園運動場は、前にもお答えいたしましたが、大変芝の管理が難しくて、サッカー場、ラグビー場があるわけですが、なかなか難しい問題があります。それで、市長部局と相談をいたしまして、近い将来、どのくらいの期間かかるかちょっとわかりませんが、サッカー場、ラグビー場を新たに検討いたしたいと、こう考えております。

現在、競技団体といろいろお話をしておりますけれども、その場合にサッカー場、ラグビー場の管理をどうするかということ、あるいはすみ分けといったようなお話がございましたが、そのことが可能かどうかについてのご意見も、いわゆる環境整備の中で伺っていききたいと、そう考えておまして、近くまた競技団体とそのことについても話をしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

○社会福祉協議会への補助金、貸付金について

質問を変えます。社協の5,900万円についてです。

これは、やはり代表質問の中で、早急に事業計画をですね、私たち議会としては憶測で話をしてもどうもならない。ですから、早急に事業計画、姿形を示してください。こういう趣旨での質問に対し、きょうの午前中に資料が示されました。これを資料請求、改めてさせていただいたわけですが、この関係でまだよく内容を見ておりませんが、何点か質問いたします。

まず、訪問介護事業の平成13年度の頭、つまり4月ですね。これは人件費とか支出面がぐんと下がっているわけです。これはどういうことなのでしょうか。

○高齢社会対策室長

資料3の4月、5月につきましては、これはあくまでも事業年度で追っている関係がございまして、介護報酬が2カ月後の月末に入るという考え方がございますので、平成12年の4月、5月分、介護報酬入ってこないものが、実際には年度をまたぐ4月、5月に入るという形で介護報酬が入ってきていますので、そういう形の資料になってございます。

○斉藤（裕）委員

ちょっと勘違いされていると思います。資料3も4も同じなんですけれども、3でやりましょう。3で訪問介護とありますよね。これで支出とあります。支出は人件費、共済費、旅費その他で計何ぼというやつですよ。その平成13年4月のところを見ると、総支出は353万4,000円になっているわけなんです。突然支出が減っているんですよ。これは一たん解雇かなんかするような形に映るわけですよ。これはどういうことなのでしょうか。

○高齢社会対策室長

それは年度で追っていますので、支出の部分については当然4月から3月で基本的には終わりますが、出納閉鎖ですとかそういう関係で翌月にずれるものがございます。したがって、共済掛金と翌月にわたる部分もありますので、その部分が4月で出てきておりますが、基本的にはその人件費等につきましては、平成13年の資料5の方を見ただければわかるかと思いますが、この中で4月、5月出てきておると。収入は2カ月ずれる関係、支出は基本的には年度で支出されるということの関係でございます。

○斉藤（裕）委員

済みません、わからないんですけど。少なくとも50数名を52名かにされると、この方たちはほぼ現実的にずっと雇用されているわけですよ。そしたら、ここに人件費が上がってこないんだろうか。

○福祉部高橋主幹

資料3でございまして、平成13年4月の支出、いわゆる年度でいきますと12年度の未払い部分だというふうにご理解いただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

そしたら、未払い部分が4月のところに計上されているけれども、それに本当の人件費とか、そういうものがこれにオンされる、実態としては。だから、ここはやっぱり、私いただいた資料からいろいろやってみたんですけど、やっぱり1,700万円ぐらいここの支出なかったらおかしいですよ。

これは今きょういただいた皆さんから出た資料ですね。こっちは今までいただいたやつをまとめたやつなんです

けれども、1,700万円ぐらいここに入らなきゃおかしいなと思っていました。それはそういうことで今わかりました。

それと、資料4の下の方です。借入金とありますよね。借入金で3月末に3,600万円を未払いのまま年度越すというような形なんではないでしょうか。私が理解していたのは、単年度主義だから3月31日には1回5,900万円を返して、翌日でもいいから5,900万円を借りると、これを転がしていくんだなと思ってたんですけども、これは年度越えるように映るんですけども、どうなんですか。

○高齢社会対策室長

先ほどの1,700万円の部分は、資料を見ていただきますとわかると思いますが、12、13、この4月、5月重なりますので、この表の中でその部分は出てくるというふうにお考えいただければということです。

それから、借入金の部分ですけども、今現在の、とりあえず市長の方でご答弁させていただいた本会議の中で、当然3月時点では確かに返済財源が不足するという場面もございます。今、私ども考えておりますのは、この3月末と4月冒頭の中で対応することを今検討しているということでございます。この不足部分を補助金等で対応したいということで検討してございます。

○斉藤(裕)委員

また1,700万円で、せっかく納得したのにさ。今納得したのにどこに持ってくると、まあいいわ、これやめましょ、時間ないから。

ただね、3,600万円を、そしたら1定で議決して、そして補助金かなんかとまた再度貸し付けかなんかもやるということ。

(「手形書きかえなんだよ」と呼ぶ者あり)

○斉藤(裕)委員

いや本当、今発言ありましたように手形書きかえさ、そういうことができますか。

だから、今の5,900万円の貸付金というのは既に、これは私の代表質問でも書いてありますけれども、5,900万円とそして年度末の手当と、それセットの話、数字にはのってきてないけれども。今5,900万円とのってきているけれども、セットなんです。または、年度明けての助成金をどんと入れなかったら成り立たない話だと思うんですよ。

○高齢社会対策室長

私どもは、この貸付金と補助金をはっきり分けて考えてございまして、収支不足に対応する形で補助金をお願いしたいというふうに考えてございます。その資金需要の部分につきましては、当然介護保険との絡みの中で遅れる部分約3カ月部分に相当するわけですが、この部分はその資金の中で当然資金需要が出たときにお願いする格好になるだろうというふうに考えてございます。

そういう意味で、資料5の中で、13年度の収支計画の中で訪問介護事業と通所介護事業、両方合わせまして最後の累計の中でマイナスが出てきている部分がございます。この部分につきましては、当然資金需要の一時的な不足の部分に相当するわけでございますので、この部分で貸付金を改めてお願いする格好になろうかというふうに考えてございます。

○斉藤(裕)委員

この資料を見れば見るほどね、今回の5,900万円、皆さんはいろいろ社協とのやりとりあったんでしょう。そういう話の流れ、ムードでなってしまったかもしれないけれども、この資料見る限りですよ、3月31日時点で貸し付ける意味ないのさ。効果ないんですよ。だって、片や6,000万円の資金の枠みたいなものです。社協の中で6,000万円ちょっとこの中で融通してくれ、こうやって決めたやつが6,000万円あって、資金不足が5,600万円ぐらいなんだから、何のことない、3月31日までちょっと自前でやってもらえばいい話なんです。だれも効果もありがたみも何もないんですよ。

そして、改めて3月の1定のときに、そのときにはもう借金目いっぱいになっていますから、介護事業の今後の

収益をいろいろ見きわめて、そして貸し付けを、貸し付けというのは要するに今までの棚上げですよ。返せないんだから、1回貸し付けたらしばらくは返せません。だから、その部分を棚上げ分として貸し付けてあげますよ。そして、市の補助として真水ですか、真水を注入するところは何ぼですよと、こうして分けてやってあげなければ、これに基づいてつなぎだ、つなぎだみたい理屈でこうやって走っていっちゃうと、返済財源を失って、この数字を新しい資料でやり直すとまた違った結果があるんでしょうけれども、平成14年度の頭なんていうのは本当に厳しくなりますよ。貸したはいいけれど、そっくりそのまま、恐らく社協からのちょい借りが発生しますでしょうから、ちょい借りたものをまた返してくれという話になると、貸し付けても残る金なくなっちゃいますよ、多分。

そして、それどうやって動かすんだ。補助金は、例えば定額ここで4,500万円、私は初年度は4,000万円ぐらいだと思ったんだけど、いきなり4,500万円出ていますけれども、これふやしていかなければならないはずですよ。だから、次年度は5,000万円ぐらいでしょう。そしたら、貸し付けたものは塩漬け、そして補助金はどんどんふえるという理屈だから、まだ時間が来年の3月まであるわけですから、もう少し内容を精査して、この5,900万円を踏みとどまってもらって。だって、こうやって議論になっているんですから、来年の4月になってわしゃ知らんというわけにはならないわけですよ。市長みずから支援を打ち出されているわけだから、変な形で5,900万円、数字上意味のないものを言って、そしてそれでみずからがなじがめになるよりも、体制を立て直した方が私はいいと思う。市民に対しても説明がつく。

だって、これはもう、もし中小零細、大きいところでもちっちゃいところでもいいですわ、持って行って、いやこうやって貸し付けたんです、5,900万円です。「何でよ」と言われます。「何で」、「いや、何でって、つなぎです」と、「つなぎといたら、前半の補助金やなんかでもう済まされているんじゃないの」、なりますよ。これはちょっとね。

いや、私は、誤解しないでくださいね。この事業はいろいろないきさつがあったということは認めます。市長と社協とヘルパーさんたちの中でいろいろないきさつがあったんでしょう。だけど、何かつけ焼き刃みたいなことやってだめだと思うんですよ。だって、論理上意味がないから。その辺どうですか。

○高齢社会対策室長

この貸し付けの部分につきましては、市が移管した経緯、こういうものもございますし、それから介護保険事業がまだ不安定な状態でございますので、やっぱりサービス提供の上で円滑な運営を、介護保険事業をやっているといかない。こういう前提が1つございます。

それから、社協としては当然緊急避難的にとりあえず手当てしたということでございますので、本来的に市から移管を受けたこの事業を、何とか市の方で手当てをお願いしたいと、こういう経過の中で恒久的な対応を何とかお願いしたい。こういう社協からの申し入れを受けながら、対応せざるを得ないといえますか、対応していかないと、こういうことでこの貸付金をお願いしたところでございます。

それで、介護保険上でいきますと、この不足部分といいますのは4月、5月、介護保険の報酬が改めて入ってくる部分がございます。この部分まで含んでの貸し付けでございますので、それはもう全部出しますと、貸し付けの中に本来社協が収入として入る部分を含んでいますので、それまで補助に出す必要はないわけでございます。したがって、その部分を除く必要がありますので、補助金と貸付金を分けた形で対応していきたいということでお願いをしているわけです。

それで、ただ、補助金を出しましても、最終的には5月時点、4、5をくぐった5月時点では、補助金を入れることによって収支がとんとんになるわけです。ただ、収支がとんとんになりましても、先ほど言いましたとおり、介護保険のその報酬部分がどうしても運営上必要になってきます。その部分がこの4月部分の約3,600万円、この部分が多分運営上どうしても例年必要になってくる部分でございますので、この部分はいましばらく補助金の形にお願いする格好になるのかなというふうには思いますが、いずれにしてもこの5,900万円は当然下回った金額でありま

すし、この3,600万円前後の部分は少しずつ少なくなりながらも、このまま推移しますと残るということにはなるかと思います。

○斉藤（裕）委員

いや、室長、申しわけないんだけど、何言っているかわからない。社協の方は、そしたら先に聞きますけれども、3月末で6,000万円の枠使ってもお金足りないと言ってきていますか。

○市長

基本的な部分で、1つは社協がみずから借りたという部分ですね。本来、私どもとしては、社協に別枠で、金持っているわけですから、それを担保にして、何とかやってくれないかというお願いをしたんですよ。お願いしたんですけども、これは事業の性格が違うから、まして市から委託受けた事業なので、その金は使いたくないので、何とか市で援助してくださいと、つなぎ資金でお願いしますと。そういう話し合いやったんですけど、結局物別れになりまして、じゃあ市の方で何とか努力して、議会の皆さん方のご了解を得て貸し付けをしますと。そういう担保の中で一時足りなかったものですから、評議員会かなんかの役員会で議決をとって、一応枠を設定して、そして緊急的に借り入れをしたと、それが1つです。

それから、この会計全体の中で、確かにおっしゃるとおり、これは当分の間ずうっとですね、某かの貸し付けはしていかなきゃならないと。先ほど室長が申し上げましたけれども、多分最低3,600万円、これはつなぎ資金としてずっと転がっていくだろうと、そういうふうに理解しています。

詳しくはまた後ほど担当から説明させますけれども、補助金の方は介護報酬が少しでもふえてくれば、これは減っていきます。あと、内部努力なり、ヘルパーの数の問題とか、そういった問題で減っていくと思いますけれども、今後は補助金の方も一定程度毎年必要だろうというふうに考えておりますので、総体としてご理解願いたい。

細部の資料については、また改めてご説明させます。

○斉藤（裕）委員

それがいいか悪いか、私として認めるか認めないかは別として、今の市長のご答弁で事情はわかりました。いろいろな駆け引きというか、交渉事での結果こういうことになった、そういう事情はわかりました。

ただ、それだったら市長ね、私は民間との格差がこの事業は大き過ぎるから、今の状況を維持するのは好ましくないと思っています。ですから、市長の考えとは基本的に違うんです。だけど、百歩譲って考えると、それならやっぱり翌年予算のね。だから、ここで変なところで貸し付けたりなんだりしないで、もっと精査された方がいいと思いますから、きちんとしたものをつくって、そして2年、3年後ぐらいまでの見通しを立てて、そして補助金何ぼと、貸付金は何ぼと。貸付金というのは要するに棚上げですからね、何回も言うように。棚上げ分は何ぼと、こう出された方が、私としては事情がわかってすっきりする。ところが、つなぎだとか、何だとかこうだとか言うから、何言ってるんだという話なるわけです。その辺はどうですか。

○市長

一応この資料で詳しくご説明すれば、その関係は出てくるんですけども、ただ3月31日現在では返済財源がないので、今のところ1定でもってまた補助金の増額をお願いしなきゃないと。それは年度末の返済財源にすぐ充ててもらおうと。その結果として、また3,600万円繰り越していっちゃうわけです。繰り越したやつは4月早々に新年度の補助金で一括全部整理をしてもらおうと。そして、整理してもらいますけれども、ただ資金に残額残りますので、ずっとしばらくまた行くわけです。同時にやっています、自前で。ただ、また年末なりに来ますと、さっき言いました3,600万円がまた資金不足をするということで、どこかの時点でまた貸付金をお願いすると、一応こういう資料になっていますので、今説明したような中身になっていますので、ご理解願いたい。

○斉藤（裕）委員

これ質問じゃありませんと申し上げておきますけれども、やっぱり発想は借金、みずから貸し付けたものの返済

財源として補助金を充てるって、起債の発想なんですね。起債を受けているのと同じだ、我々が受けるのと同じでありまして、後で個別措置してもらおうとか、そういうもので起債の発想だというふうに思うんだけど、私は、これは異論があると申し上げておきます。

○斉藤(裕)委員

◎廃棄物処業務について

環境部の方に移ります。答弁で1.69という数字を使ってごみの体積を出した。後になって、書いてあります。私のね。環境部にお尋ねしますが、もう少し正確に言いましょう。業者のごみ処理量を導き出すために私は、1.69という数字を使いました。そして皆さんから与えられた4,980トンというのも掛けました。そして8,416トンになりました。これは間違いですか。

○環境部副参事

業者の処理量を導くために1.69の数字をお使いになったということですが、そもそも1.69という数字は東京都が埋め立て直後の、直後といいますか、それぞれごみが搬入されて、それを転圧し終わった以降の数字でございますから1.69を使うのはどうかと、こういう風に考えて。

○斉藤(裕)委員

何ですか。どうかな。間違ってる。

○環境部副参事

違う。異なるものです。

○斉藤(裕)委員

私もそう思うんです。というのは、皆さんのやり方に当てはめたから1.69になったんです。ごみ処理量を推計するには、東京都の皆さんの今の答弁にあった資料からいうと少なくとも2.03以上、この数値を使うのが本当です。私が敢えて、1.69と言った、原稿に書いたのは、皆さんの数式に近める。做ったというんですか。そう思いませんか。

○環境部副参事

2.03という数字なんですけれども、2.03というのは、この資料でいけば覆土量の入った後の局収の不燃不適ごみと、この数字を使えということでお考えになっていると思いますがそれでよろしいですか。

○斉藤(裕)委員

はい。

○環境部副参事

そもそも私どものですね、4,800立米。要するに私どもで埋め立て処分量と申し上げてますが、この数字につきましては、これは事業計画書の容量ですけども、ごみを押す作業ではなくて、埋め立て容量を示していると、こういう形で御理解していただきたいと思います。その理由なんですけれども、一つは、新しい処分場を作る段階ですけども、埋め立て計画期間をですね、15年間と設定をすると、その間に処分するごみの重量と容量を設定するということになると思います。その設定に当っては、はじめに埋め立て計画期間、例えば桃内処分場であれば平成12年度から平成26年度までの各年度のごみの排出重量を人口を元に予測をいたします。それで排出重量は計算されますけども、どの程度の容量が必要かという場合になりますと、容量を出すためにはまた必要な計算がございます。それが搬入されるごみ種別ごとの体積換算係数。この表でいきますと可燃ごみが0.63、例えば2年後にごみが安定した時期になる0.63、この数字を使っての体積換算係数を用いて排出年度ごとの容量を算出することになっております。この容量に基づきまして具体的な埋立地の形状を作っていくと、こういう状況になっております。それで桃内処分場であれば、この部分というのは下から順次埋め立てしていくわけですけども、その部分の埋め立ての高さ、天板というのは大体決まっております。それで実際的に処理を行うに当ってその天板

に合わせてですね、どのような容量が入っていくのか、この計算をするのが私どもの4,800立米でございまして、直接的にブルドーザーの稼働の時間という形にはなってございません。押す量とはなってございません。

○斉藤(裕)委員

10年から26年の推計をされたんですよね。

○環境部副参事

基本計画ではしております。

○斉藤(裕)委員

そのときの数字もやっぱり1.02を使わなければならない。そうだね。皆さんの言い分ではね。

○環境部副参事

それぞれこの場合におきましては、1.02というのは私どもの実際の埋め立てをした段階での1立米、約1トン。1トンイコール1立米。こういうものの係数がございまして、それに近い数字、皆さんにそれぞれ御説明する段階では、この資料に基づきますと大体、局収、不燃不適ごみの1.02。これが1に近い数字ということで、御説明する段階で一般的に1.02、この数字を使うということで御説明しました。それでそのほかには例えば先ほど申し上げましたけれども、可燃ごみでは0.63。それから不燃不適の未処理であれば1.81であるとか、それから産業廃棄物であれば1。こういったような数字もあることはあります。

○斉藤(裕)委員

皆さんのね。北海道開発コンサルタントで行ったこの基本計画がありますよね。そして今の参事のね。説明していただいたとおりですよ、手順はね。ただ数字が間違っている。

そのとおりなんですよ、今、皆さん聞いてそのとおり、容量を計算するにはこうしてこうしてこうやって係数を掛けて、2年後のやつ、2年後というのは、2年後以降はそんなに体積が変わらないからと書いてありますよ。そしてごみの器、ごみ処理量の器を計算しますよ。その計算をしたのがこれですよ。議会に報告しましたよ。平成12年から26年までですよ。そして何トン、何トンというのを統計で予測してそれを体積に置き換えます。

最終的にどれくらいのがさをとるのか、転圧したときにね。埋め立てして数年間放置したときにどのくらいの体積になるのか。今、副参事が言われたとおりの説明。これはコンサルが、コンサルは1.02じゃなくて1.36で計算してますでしょ。

○環境部副参事

今、ご指摘の概要版の中に埋め立て重量と埋め立て容量の割合が1.36になっていると、こういうご指摘かと思いますがよろしいでしょうか。

○斉藤(裕)委員

はい。

○環境部副参事

1.02を使っていないでコンサルが1.36を使っているということですが、この1.36の数字につきましては、計画書の御指摘どおり平成12年度の排出見込量にごみ種別ごとの2年次目の安定するという体積換算係数を掛けて算出した重量を立米で割った数字が1.36でございます。それは間違いございません。ただそれは、体積換算係数とは異なるのではないのでしょうか。

○斉藤(裕)委員

じゃあ皆さんの手法で行くと、確か記憶は、どこのどんな議論かわかりませんが、焼却施設を作らなければ、ごみ処理施設が、桃内が一杯になってね、短命化してしまうということの議論は何回も続けられてきていますよね。皆さんが言うように小樽市のごみが1トン当たり1.02立米に換算されるのであれば、それで計算しなおしたらどうなりますかこれは。977,477トン、そしたら延命される。

○環境部副参事

先ほどから申し上げているとおりですね、それぞれのごみ種別によって体積換算係数が異なっております。その面では、その年度に入のごみの種類によってその割合といいますか、相対的な割合というのは変わってくると、こういうことになります。ただ、先ほど委員御指摘のとおりですね。それが今までの平成11年度の実績が10万トンということであれば、これを体積がそのまま重量毎とすれば埋め立て年数が短くなるという御指摘はそのとおりかと思います。

○環境部長

補足させていただきますが、今の委員の質問ですけれども、今指摘いただいた平成7年度に策定したときの計画、その時の状況から今日的な部分でのごみの状況が変わっています。大きくは一旦10万トンまで増えました。それからその後今年になっておおむね7万トンクラスに減ったと、そういう状況の中で、すでにそういう意味では今ご指摘になった平成7年度に作成をした計画の容量計算の部分、あるいは重量計算の部分ですけれども、これは大きく変わってくると思いますので、これは基本計画なりを見直すということの中でやり直しをしなければならない。そういう意味では基本的には今言ったようなことで、具体的にどの程度になるかは分かりませんが、係数が結果的に1.3になっていますので、埋立計画期間は変わってくると思っています。

○斉藤(裕) 委員

もう疲れるんですね。ごみの種類変わってるから係数動くんだ、そんなの当たり前ですよ。当たり前だけれどもそれをトータルして予測するのがコンサルじゃないですか。そして数字がないからこうして東京都のを採用しましたと、私原本見ましたからね、皆さんの。これはこうこうこういう理由で東京都清掃局のやつがおおむねこうだった、ほかに見当たらないからこれ採用しますと言ってるんですよ。明記してるんですよ。コンサルの仕様書の中には。そしてこうなんですと。そしてこれは1.02じゃなくて隣の1.36をコンサルは採用しているんですよ。それをあなたたちは1.02と隣の行に移ったんですよ。何故か。それは業者が出してきた4,800がそんなにばかげた数字でないということを作り上げてサービスしてあげたんですよ。それしかありえないでしょう。そして、皆さんが言っている1.02、1.02と言っているけども、そして経験的に伍助沢のごみは1立米1トンだと言っているわけでしょ。そうでしょ。1立米1トンだと。経験値的に。そういう数値があるんだったら、それこそ今相談している全都清でしたっけ。ああいうところに、小樽のごみはこうやってみましたら1立米1トンになりましたと、事例報告で出してあげた方がいいですよ、そういう数字は。画期的なデータじゃないですか。想像してみてください。

○環境部副参事

平成12年度に今ご指摘の容量計算の関係なんですけれども、4,800の基礎になりましたのは、平成12年度に私ども、減量を予測いたしました。その時点で一般廃棄物関係が15%の減量、事業系一般廃棄物が65%の減量、それから産業廃棄物も減量と、そういうことで、生活系一般廃棄物を7月から3月まで入る見込み量を24,322トン、それに0.63をかけて15,323立米、それから生活系一廃の不燃物が8,945トン、これを予測してましたのでそれに1.02をかけて9,124立米、それから事業系一般廃棄物が16,910トンと予測しましたので、1.8をかけて30,438立米、それから産業廃棄物が4,920トンで、これが体積換算が1でございますので、4,920立米、これを年ベースで割り返しますと、私どもの予想した数量でいくと、55,097トン、これがそれぞれ体積換算をした結果、59,805立米と、そういう形になっています。これを月で割りますと4,980某と、そういう数字になりますので、私どもの計画として出しました月4,800立米とほぼ一致をしていると、こういうふうを考えています。

○斉藤(裕) 委員

副参事の言っていることは、議会ですからこれは本当に残ってきますからね。議会資料としてこれは委員長にも

お願いしますけども厳密に議事録を起こしておいてください。皆さんの主張を聞くと、するとこのコンサルは間違ってたんですか。1.36使ったのは。1.36と皆さんの言っている1.02ぜんぜん違うでしょ。コンサルは皆さんより遅かったということです。ぜんぜん数字が離れてて。そして皆さんの1.02が、それはひとつひとつやつ取っていったら、それは物の重さですから比重も違うから換算係数が違うのも当たり前じゃないですか。だけど仮に平均したらこうこうこういう不燃性のもの、可燃性のもの、こういう比重ですよというのを聞いて計算してっているでしょ。皆さんの1.02を通すのであれば、何も難しい話じゃないですよ。これは電卓の掛け算の話なんですからね。体積かける何ぼの話なんです。そしたらね、桃内はごみの、これは道コンからです。これを1.02で置き換えると5～6年長持ちするんですよ。1.02にすれば。桃内の容量は決まってるんだから。これは体積が小さくなるんだから。5～6年長持ちするんですよ。めちゃくちゃな話なんですよ。よかったって手をたたけますか。僕は間違ってるからよかったって手をたたけない。そこまでおっしゃるのであればこれは道コンに確認してくださいよ。そこまで言うんだったら。埋立立米というのは。処理立米でないですよ。皆さんの言っている埋立立米。埋立立米というのは埋立トンかける1.02でいいんですねと、これだけのことを道コンに確認してそして回答もらってください。明日までに。それこそ運輸局じゃないけれども、明日の朝電話して、いいですね、議会で出していいですね、回答していいですね。私の知る限り1.02というのはこの生数字をトン数にかけることはまずありえない。特別な事情でないと。これはいいですね。

○環境部副参事

先ほどの計算した量でいきますと、55,097トンに対して59,805立米ございますので、これを単純に割りますと1トン当たり1.069という立米数になります。それで、私どもこの数値1.02を使うに当たってのご説明でございますけれども、それぞれ、先ほども申しましたけれども、体積換算係数は可燃ごみは0.63、不燃ごみでは1.02、局収は事業系一廃で1.8、産廃であれば1.0と、それぞれ数字はあるんですけれども、先ほど申しました1.069に対応する一般的な使い方、皆さんに説明するにあたってこの1.02が近いということでご説明を申し上げたのであって、この1.02を全部の計算ですとご説明申し上げておりませんので、特段道コンとその辺あたりを確認するとはなっていないと思っています。

○斉藤(裕)委員

何言ってるんですか、それ。冗談じゃないですよ。そんなすり替えはやめてください。

答弁に、一般的に2年後の処理場で埋立ごみが安定する時点の埋立容量を想定していますと、環境部の資料はこの埋立経過2年後の体積換算係数1.02を使用していますと書いているじゃないですか。そんなのすり替えでしょ。いろいろ集めたら1.02に近くなった、そんなんじゃないでしょ。それで皆さんはわざわざこの表ですって出してきたんですよ。東京都の資料を。そしたら独自の資料出せばよかったじゃないですか。何かおかしいですよ。皆さんの言っていること。今言っている話なんてのははじめて聞きましたよ。じゃああなたたち、なんで東京都の資料なんか出してきたの。独自の数字があったの。ひとつ聞きましょう。小樽市のごみというのは、答弁こう言ったんですよ。伍助沢処理場や桃内処分場での状況から、埋立直後のごみですよ、ごみ1トンがおおむね1立米と推計できました、つまり1かける1かける1は1トン、そういうことですよ。これはどうやって計りました。いつ。誰かが計ったんでしょ。

○環境部副参事

この1立米1トン、大体1立米という数字は、私ども長い経験で伍助沢の埋立処分場でやっているわけですが、その中で北海道開発コンサルタントがいわゆる第2次拡張計画なり、第3次拡張、それから桃内処分場を扱っているわけです。その中で大体小樽市のごみとしてはこういった係数になるというのは、皆さん現場の話を聞いていますけれども、道内的にはみんなそういう形現場で言っていますねと、そういう話ということもございます。私ども伍助の経験からしても大体1トンあたり1立米と、こういう形で考えております。

○斉藤(裕) 委員

いずれにしてもさっき言った道コンに文書で回答を求めてください。1.02のやつはね。

○環境部副参事

まずこの資料の提出ですけれども、ひとつは説明書きに書いてありますけれども、資料を提出したのは、斉藤議員が前回の第3回定例会の中で1立米は70キログラムではないかと、そういうお話のご指摘がありました。そのときのうちの部長の答弁の方から1ないし1.3という記憶がございますのでこの資料は後ほど提出させていただきますと、そのときの資料として、70キログラムとは異なるんだということでこの資料を提出した経過がございます。それで、私どもは説明をした段階で、先ほども申し上げましたけれども、2枚の資料と、この1枚が最後についてございましたので、大体この係数の1.02が先ほどの計算の1.069と近似したということも含めて道コンに、一般的には経時的状態の2年次目以降の数字はどれを使えばいいんだろうかということになりますと、1.02の不燃不適のやつを使ってもいいんじゃないのと、こういう形での助言がございましたので、私ご説明するときには1.02を使ってという形で、割り返したときにはですね、そういう形でご説明申し上げました。

○斉藤(裕) 委員

だから割り返したら、そしたら延命するのかい。その数字、使うなら使ってもいいよ。

1.02でも1.06でもいいや。それが小樽市のごみの実態というならそれでいいですよ。1立米1トンでもいいですよ。そしたら桃内の処理場は延命になるんだ。そうでしょう。

○環境部副参事

1.3と1.0であれば当然入るごみの量は多くなると思います。延命になります。

○斉藤(裕) 委員

市長お聞きになったように、ご安心ください。小樽の桃内はだんだんだんだん数字ちょっと相談していじただけで、私の試算では5年間くらい長生きになる。だけどこんなのばかげた話ですよ。じゃ、こんなのでカッカきてもお付き合いしてる人に気の毒だから、業者に何で日付を遡らせたんですか。実際いつ業者と協議して、そして4,800立米を出して、そして日付を遡らせた。まず理由は何ですか。協議は実際はいつあったんですか。

○環境部副参事

先ほど申し上げましたけれども、7月から桃内の処分場に実際にごみを搬入するに当たりまして、ごみの減量化が予想されたわけです。ひとつは事業系の資源物が搬入規制をする、それから廃プラ類につきましては寅吉の産業廃棄物処分場に処分する。それでそういうことも必要なものですから、7月の第1週の平成11年度の第1週と平成12年度の第1週を比べてみました。それで減量結果が明らかになるものですから、これはその直前に相談をしました。

○斉藤(裕) 委員

だから何月何日に相談したの。

○環境部副参事

何月何日というのは私ちょっと覚えてございません。

○斉藤(裕) 委員

それじゃ、業者と接したのは誰と誰と誰ですか。相談したの。

○環境部副参事

ちょっと私そのあたり覚えてございません。申し訳ございません。

○斉藤(裕) 委員

業者と相談した、そしてそれが誰も知らない。誰ですか、部長。だってこの業者の事業計画書っていわくつきだったんですからね。皆さんが本来は契約1週間前にちゃんと求めなければならないのをずるずるとして待ったやつ

ですから。そのいわくつきの事業計画書を提出させるに当たっては無関心だったはずはないですよ。誰が業者と接触したんですか。

○環境部副参事

当時、7月は私、環境部管理課長でございましたので、きっともってというのは話が誠に不謹慎なんですけども、私が担当主査に命じまして、それこそ斉藤議員の方から早めに事業計画書を提出させるべきだと、そういうこともございましたので、そういう形で指示したのではないかと考えてはございます。

○斉藤(裕) 委員

そしたらその主査の方が業者と相談して、この1.02を使った計算をやったということですね。具体的に実務をやった人を聞いているんです。

○環境部長

直接には当時の管理課長なり課長職なり、係長職の人間なりが対応したと思いますけれども、本人の記憶がこの場では定かではございませんので、後ほど確認をして、どういう状況であったかは改めてご報告申し上げたいと思います。

○斉藤(裕) 委員

これちょっとね、聞いてきてくださいよ。私は今、皆さんが沈黙したから敢えて言いますけどね、私は業者と相談はそんな綿密にはしていないと思っている。疑ってます。何故かと言うとつじつまが合わないから。遡って日付を7月1日にする理由も見当たらないんです。あえて言うならば、1番搬入量が少ないようなところをとっているんです。そういうふう疑われているわけですよ。そうすると、ごみの減量とかが過大に数値に跳ね返ってくるわけですよ。ごみの量が下がれば下がるほど4,800の理屈はついてくるんですよ。係数も1.36でなくて、1に近くなればなるほどつじつまがあってくるんですよ。

いつ誰と誰が打ち合わせしたか、これ答えてもらわないと前進めませんよ。誰か聞きに行かせてください。そして部長が今答えていただきたいのは、何故7月1日に日付が戻ったのか。

○環境部副参事

7月1日というのはそれこそ桃内処分場が本格的に供用開始する日でございますので、その日に出すというのが一般的かなと思まして、私が、きっとそういうことだと思うんです。1週間程度の実績を見て、大体こういう容量だという話になった事業計画書が、やはり桃内処分場の供用開始のその日にあわせて出してきたのかなと、私ども推測しておりますけども。

○斉藤(裕) 委員

それだったら部長答弁とニュアンス違うんじゃないの。あたかも副参事が言っているのは業者が勝手に7月1日を出してきたような言い振りでしょ。相談してたんでしょ。知ってたんでしょ。

○環境部副参事

相談したというのは、出す日付までのことではなくて、容量の計算だとか現場の方、どういう形で、基本計画でいくとどこの部分が、底辺から何メートルの高さになっているとか、そういうことを計算してやりなさいと、こういう話は確かいった記憶はあるんですが、いつ誰かというのは記憶がないものですから、先ほどから誠に申し訳ありません。

○斉藤(裕) 委員

何故誰がいつということを聞くかということ、これ虚偽文書でしょ。違いますか。こういうのを虚偽文書作成っていうんですよ。そしてあなたたちがそれに基づいて議会資料としてこれを出した瞬間に、それまではこれは議会資料じゃないですよ。計画書は議会資料でも何でもありませんよ。皆さん手持ちの時点では業者から出てきた資料、メモなんですよ。議会の資料に出した時点で公文書ですから。虚偽文書作成がどんなことになるか分かってますで

しょ。だからいつ誰が作ったのか聞いているんですよ。それは明確にしてください。それきちんとしていただくまで私質問やめられませんからね。答えれますか。あいまいなことじゃだめですよ。

○環境部副参事

そういうふうにおっしゃられましても、虚偽文書というのは4,800平米とかと書いている事業計画書のことでですか。

○斉藤(裕)委員

日付を遡った文書が正しい文書なの。

○環境部副参事

7月1日付けに遡ったというのは本会議でも部長も答弁しておりますけれども、実際の調査の後で出すべきところを7月1日に遡って出したということについては誠に申し訳ないということで陳謝している次第でありまして、私も同様に感じているところであります。

○斉藤(裕)委員

これ、陳謝とかそういうレベルじゃないのさ。市長に聞いてみましょうか。市長は総務部長を経験しているんですよ。その辺の法律知識は十分お持ちなんですよ。公務員が虚偽の書類だと知りつつ、それを基に文書を作成して、また配布した。これごめんなさいで済むことですか。

○市長

資料の関係は承知していませんので、お話を聞いていると、日にちを遡って提出したということについては、先般もお答えしましたがけれども、事務処理としては適当でないと、こういうふうに思ってます。

○斉藤(裕)委員

トレンドとか何とか言っていましたね。これ、流れですよ。流れでごみの推計をしたんですよ。それが1週間だったんですよ。この資料を見るまで私はまさか1週間でごみの推計を導き出すなんて夢にも思わなかった。3定有的时候には、議事録に残っているかどうかは分かりませんが、10万トンが6万トンになった議論の中で、そうですかと、じゃ何月何月何月とこう流れてきてるんですよと、同じ調査をしたはずですよ。私の認識はそうです。4月5月6月7月とこうなってきたのかなど。ところがね、資料が出てきたら1週間でしょ。片やコンサルか何かの資料ですね、5年間とかの統計を取って、それをオーソドックスと言いますか、記録、一般に認められた統計の手法で導き出してるんですよ。人口推計もそうですよ。5通りもやって人口推計を出してきた。それは生数字、実績数字の5年間をとってやってきた。そういうやつをやっているわけですよ。そしてここは何万トンと出て、皆さんはそれにしがたって器を作ったんですよ。それがね、7月1日からの第1週間、たった1週間で、たった1週間が統計的な意味、何持つんですか。これはあまりにも乱暴すぎる。恣意的な数値の乱用だと言われたっておかしくないじゃないですか。どうですか。

○環境部副参事

推計に当たりましては事業系の生活系の廃棄物は4、5、6という形で15%というのはそういう形での把握をいたしました。そういう面では事業系一般廃棄物の方については、委員おっしゃるとおり1週間分の推計は乱暴でないかと言われるとその通りだと思いますが、私どもとすれば、なるべく事業計画書を早く提出したいという気持ちがあったものですから、そういう形で、1週間分という形で推計させていただきました。その意味では推計の仕方が乱暴だ稚拙だと言われるとご指摘はごもっともだと思いますけども。

○斉藤(裕)委員

おかしいことばかりでね。ああいえばこういうみたいな話でね。皆さんの、7月の3日から7日と書いている資料、これ有料化になった直後でしょ。普通よりも落ち込む数字ですよ。一般的に考えて。事実落ち込んでるし。そんなもののひとつをとってですね、過去何年間の積み上げで、しかも統計学上の手法を使って推計したものを、単

にエイヤで35%だとか6割引きなんて話にならんでしょ、これ。誰が考えたってならないでしょう。つまり統計的には何の意味ももたないですよ。私の言っていることはおかしいだろうか。過去5年間のやつでようやく出した数字をたった1週間の数字で、よしこれだと言って、ばんと6割引、65%引き、そんなのできますか。常識的に考えて。しかもこれは全部、処理量、費用にかかわってくるんですよ。市長どう思われますか。この数字正しいと思いますか。

○佐野委員長

今、斉藤委員からも指摘されている1週間の統計的な妥当性という話ですから、これは部長のほうから資料として出してるわけだから、これ今あいまいだったという話になるのかならないのかという、我々聞いてても疑義が出てくるので、1週間の統計的な妥当性をきちんとしていただきたいと、委員長から思うんですけども。

○環境部長

最終的に今年にかなり大きな意味でのごみ量の変動があるということが想定されたときに、いろいろ考えました。それで生活系のごみはさきほど副参事が言いましたように、4月からおおむねごみの透明化等による関係で3ヶ月の実績がほぼ安定していると思われましたので、一応これは減量の目安としました。問題の事業系なんですけれども、どの程度になるかということは、かなり減るだろうと想定はしましたがけれども、その程度については見当は率直にいつてつきませんでした。それで日付の問題は別にしますと、とりあえず早急に事業計画を出さないとならないという状況もあって、7月の第1週の実績を見ることにしました。それが最終的に台数にしていって、それを目安にして推定をしました。結果としてですけども、その後の状況は、事業系のごみの減量、そのものずばり60%そのものではございませんけども、ほぼそれに近い、前年の半分くらい、そのような状況で推移しておりますので、そう大きくかけ離れている状況にはありませんので、若干乱暴、あるいは統計的手法からすると不十分さはあったかと思いますが、それなりの対応でなかったかというふうに思います。なお、これにつきましては、いろいろご指摘がございますので、今年の実績を見る中で、来年以降の見極めを再度することによって、埋立関係の計画の関係を先ほどいったような形でもう一度当然見直しの中で、その要素で対応してまいりたいという風に思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

要するに正しいってことだ。手法的には正しいって言ってるの。

○環境部長

生活系についてはほぼよかったんではないかな、正解でなかったかなと思ってございます。ただ事業系については今申し上げましたように、副参事も言いましたように、統計、手法的にいうと少し乱暴であったという、そういう意味では不十分さはあったという、ただ、結果としてはそんなに極端にかけ離れた状況になっておりませんので、それなりの、今後まだ始まったばかりですので、初年度ですので、今後の見直しの中の対応で、物事の整理は、埋立の期間や容量とかいう関係、あるいは換算の部分についても見直すことによって、事後の補正といいますか、そういうようなことで対応が可能というふうに考えてございます。

○斉藤（裕）委員

いいとこいってるといふふうに見えないのさ。これ1枚見て、4月から6月、7月からの実績を比較してったら、たった3ヶ月間ですよ、3ヶ月間でやったら35%も42%もなりますか。最終的に数値がいいとこやってるといふけども、いいとこやってる資料がないから何とも言えないけども、ここに載っているだけを見ても、35%や42%の減量になったりしてるんですか。

○環境部副参事

この時点での要求の資料に基づいて私まだ計算してございませんけども、昨年の11年7月、この数字でございまして、1週間延べで1,203トン、7月の第1週に入ってございました。それに対しまして平成12年度の7

月はこの資料のとおり438.32でございますので、それを割るとすると35%くらい、63.何ほと、そういう数字になりましたので、減量をちょっと少なく見て65%という形で出させていただきました。

○斉藤(裕)委員

ごみ処理の業者委託のときに想定量がないということ、日想定量がないということを答弁されてますけども、日想定量がないということは4千某で受けた業者ってのは、1日600トンこようが100トンだろうが、2,000トンであろうが、黙って仕事するってことですね、そしたら。

○環境部副参事

委託料の積算ですけども、ごみの搬入につきましては開場時間9時から16時の間に随時搬入をされる、また搬入量も日々異なることから、1日あたり必要となる従業員数と重機を固定化して積算をしているのが第1点でございます。その経費は主に人件費、業務従事日数に応じて、それと重機関係のリースの積算、3つ目にはごみの量によって変化する要素のある燃料費につきましては、市からの支給品として委託に定めてございます。そういう面では委託料は人件費と機材費が中心でございますので、もっと言うと、それが6万トンが搬入されようが10万トンが搬入されようが、その委託料だけでやっていただくと、こういう結果になろうかと思います。

○斉藤(裕)委員

土木部に尋ねますけども、除雪も同じ様な環境なわけですよ。環境部と同じような状態なわけですよ。例えば1年間の降雪量が決まっていて、だけど日の変動があって重機と人工を抱えている。そしてお金をはじいて皆さん金をはじいてますね。ちょっと分かりやすく、どのような仕組みで積算しているのかというのが、教えてほしいんですが。

○土木事業所長

除雪費の実態につきまして、基本的には機会の稼働時間で積算しております。従いまして、設計稼働時間を算出するためにあくまでも我々想定降雪量を目安として算出しています。従いまして平成12年度の場合を例にいたしますと、まず過去10年間の平均降雪量を算出します。それで5メートル81センチになります。これは異常降雪等も含まれておりますので、我々は想定降雪量を約1割で、目安といたしまして約5メートル20センチを想定量といたしました。続きまして昨年度の降雪量が6メートル53センチでございます。この6メートル53センチと想定量を含めた20センチ、この割合を昨年度の機械の実稼働時間に乗じて今年度の設計稼働時間を算出して、諸経費等をかけて積算しております。

○斉藤(裕)委員

土木部長に尋ねますけれども、想定数量、除雪の場合は降雪量ですか、想定降雪量。つまり今の5メートル20ですよ。5メートル20という数字を持たないで積算ってできますか。

○土木部長

私どもの場合の除雪についての積算につきましては、過去40年も50年も、委託にかけてからとすると概ね30年くらいになりますけれども、その実績数値を捉えて先ほど所長からお答えしたような積算のシステムをとっています。そういうことから言いますと小樽で雪が降らないとか、雪の量が1メートルになったり8メートルになったりということは考えられませんから、そういった意味では降雪量の想定が...

○斉藤(裕)委員

5メートル20っていうものがなしにしてはじけるかいって。論理的に。

○土木部長

論理的には稼働時間をはじきだすためには一定の目安となる降雪量は必要でございます。

○斉藤(裕)委員

当たり前のことなんですねそれが。そんなね、いくらでも入って来いなんてものがあるわけじゃないじゃないですか。

皆さんは経験値、経験値って言いますよ。伍助の経験、伍助の経験ってね。皆さんは経験値をとられていたんですか。そしたら。例えば重機の稼働時間、タコとかね。そういうものにとってますか。

○環境部副参事

伍助の場合でいきますと作業日報にはアワーメーターの時間は記載してございます。それで私どもも作業時間を算定するときにブルドーザーのアワーメーターというのがどういうものかということでお聞きしているんですけども、やはり重たいごみをぐっと押すとアワーメーターはある程度動く、軽いごみですと走る場合ですとアワーメーターは動かないとか、タコメーターとは違った感覚でございましたので、そのアワーメーターを採用して作業時間を決めるだとかこういったことにはちょっとできなかったと、こういうことになってございます。

○斉藤(裕)委員

あのね、委員長に申し上げますけれども、もう大分時間も経過してますから、私はね何点か道コンを根拠にして物を言ってるところがあるんですね。そして今、参事とか部長の答弁の中では非常にあいまいなことを言ってますけれども、市長答弁の原稿を頂戴しましたけれどもこれはね明確なんですよ。「北海道開発コンサルタントに適切であることを確認しております。」と、そして今新たな事実としては、ごみ1トンが概ね1立米というのもこれも道コンに確認していると、そして私は疑問というのは1.02というこの数値を使うのは間違いじゃないかと言ってるわけです。使いどころを間違えてるぞと言ってるわけです。だけどそれも道コンと確認して指導を得ていると言ってるわけですよ。ですからねこれは道コンに対してそれぞれの...、まあ皆さん確認してやられたんでしょから、それぞれのいきさつをきちんとした資料ですね、示していただけるんだったら質問を閉じようと思うんですけども。それとあれですよ、業者と一緒に作った人は誰かということは別問題ですよ。これは明らかにしてもらわなければ、いつ、どこで、どうやって。

○土木部長

費用の関係についてのご答弁で、前回の議会でも斉藤委員の方から土木部との協議ということで、実は私ども環境部との協議はしております。その中で環境部の積算の考え方とか積算の中身を見させていただきました。その中で除雪の場合で言いますと先ほどお話ししましたように環境部とは違って、環境部の場合は機械を、人を張り付けてしまってそこから移動させてはならないということがあるわけです。閉鎖している日は別にしましてね。

こういう形です。私どもの除雪の場合はそういうことではなくて、一定の能力のある機械は持ってないとだめよ。という規定はしております。その中で降ったときは動きなさい。

不必要なときは動かない。そのときは例えば民間の仕事をやるとかという形になっております。そういう点では環境部の積算の考え方と私どもの積算の考え方は違いますので、環境部の場合ですと、例えば10万立米入った場合と6万立米入った場合に機械の張り付け台数とか人の人数とかを変える必要がでてくれば、これは委託の金の変更を必要とするということにはなると思うんですが、私どもの場合と違ってそのこの部分の判断は先ほど来、環境部の方からお答えしていますけれども、私どもも協議の中で聞きましたけれども、そういう必要のないような変更だということにお聞きしてはおります。

○委員長

大分時間も過ぎました。今、斉藤委員の方から2点ばかりおおよそ、道コンサルタントの成果品の根拠に関すること、それから前段に出たこれにかかわる担当職員及びその経過についても説明を求めると、こういうことがそのままになっています。で、委員長といたしましては議論を聞いておりまして、お互いに主張の根拠に基本的なずれがあるのかなという感じがしております。したがって今、委員長の責任でこうしてあげた2点の資料を出せ、出すなという結論は今日出ません。ですからそのことについて、担当部局が出すというならそれで構わないけれども、委員長職権的に出す出さない。これで議論をやるやらないという判断にならないので、引き続き議論を続けていただきたい。で、もう7時になりましたので、15分ばかり暫時休憩をしたいなということですので、20

分ですね。休憩する間にまた再度考えていただきたいと、こういうことでお願いします。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午後6時59分

再開 午後7時41分

○委員長

それでは、会議を再開いたします。

委員長から申し上げます。

休憩前に、斉藤委員より要求のあった環境部に関する件について、環境部より再度説明を求めます。

○環境部長

斉藤委員より、道コンに確認を求められた事項及び委託業者と協議した対象人物なりそのときの経過、把握できる範囲において早急に整理をして、できるだけ明日早い時間にお示しするようにしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長

ただいま環境部長からのご答弁がございました。先ほど理事会を開催いたしまして、本日、時間も大変に経過していること、それから自民党の質疑が残っていること等のことを勘案いたしまして、あすの特別委員会で通常の各会派質問が一巡した後、本日の積み残しとして共産党の古沢委員、市民クラブ、斉藤委員の質疑を本日の議論と継続して明日行くと、こういうことを理事会で確認をさせていただきました。

斉藤委員の本日の質疑はこれをもって終わらせていただきます。

○横田委員

◎朝里共同住宅について

一般質問でのことについて、まず具体の点についてお願いいたします。

第1点目は、朝里の共同住宅についてお尋ね申し上げます。

私の質問の構成が悪かったのかもしれませんが、なかなか内容がばらばらに出てきてつながっておりません。一応ちょっと整理させていただきますが、所有の関係で、現在1階の部分、店舗部分が7カ所ありますが、これについては既に所有権が権利者に移転しているということだと思います。それから、2階部分は店舗の所有者の居住部分として、現在も償還が続いている。平成20年までというお話だったと思いますが、平成20年まで償還していくんだと。それから3階の部分、これは市営住宅として使用した部分ですが、これはこの市の所有である。こういうふうに整理させていただきましたがよろしかったでしょうか。

○住宅課長

委員申されましたように、1階については店舗で7カ所、それにつきましては所有権が移転されてございます。2階の部分につきましては、居住用ということで、同じく店舗の方が使っているというような形になっております。あと、3階の部分ですけれども、3階につきましては国道の小樽寄り側ですけれども、一部区分所有がはっきりしてございまして、3階のうち6戸が市営住宅、残りの3戸部分については権利者の部分ということでなっております。

○横田委員

3階は9戸あって6戸が市営住宅で使用していたと、市の所有と。そしたら、3戸はどこなんですか、残りの。

○住宅課長

3階の3戸部分につきましては、1階から2階、3階、この部分については所有区分がはっきりしてございまして、仕切られてございます。その部分は下の店舗者の部分も、実際はこだま交通さんが使っていたところでございますけれども、その部分は独立した形で仕切られて、1階から3階までということです。ただ、住宅部分は、先ほど申しましたようにまだ所有権はその部分は移転されてございません。

○横田委員

私は毎日通るわけですが、本会議で申しましたように非常に景観が悪い、あるいはいろんな問題点があるということですね。また、剥離防止でネットをかけましたところ、その汚い部分が若干隠れてきれいになっているということで、付近の住民から何か始まるのかなと。まあ、ネットがあるので、何か始まるのかなということなんですが。

実際に所有している人の話では、もう現実的には居住できない、それから使用できないがために、あと8年もかわっていかなくならないという部分で、非常に社会通念上ちょっとおかしいんじゃないのかというようなことですね。

今、確認しましたように、所有がいろいろ輻輳しているということもありますので、なかなか大変かと思いますが、平成9年に権利者会議をまた開始したというご答弁いただきましたが、3年ほど経過しているわけですが、何といいますか、会議の開催度合いだとか、それから中身といましようか、どの辺部分が、例えばこういうふうに償還して、こうしてあашてという部分の何といましようか、解体に向けての図式というんでしょうか。そんなところ辺まで話はされているんでしょうか。その辺ひとつ詳しく。

○住宅課長

交渉の経過につきましては、平成9年に全体集会の中で話を持っています。そのときの内容としましては、大まかですけれども、一応老朽化によって設備部分が危険だと、こういうことを議題にいたしまして、権利者、所有者なりに一応解体に向けてということでお話し申し上げてございます。

その際、内容といたしましては、いろんな補償の問題もございまして、一応償還残の繰上償還あるいは解体費用の持ち方、それと実際の所有権利のある部分の補償問題と、こういったものにつきまして大まかな部分として皆さんのご意見を聞いたと、こういうふうな状況になってございます。

その後につきましては、一応解体する方向ではおおむねご意見が一致いたしましたので、それにつきまして個々に折衝した経過がございます。そして、今日までには交渉の回数でございまして、延べ19回。特に、11年度からは15～16回ぐらいになっています。

○横田委員

今の流れですと、市の話し合いの中で、権利者から償還部分は前納というか、前払いしてもらって、市が所有権を得ると、それを今度、売却というんですか、解体費用はそれはどこからということになるんですか。

○住宅課長

手法はいろいろとあろうかと思いますが、一応権利関係が複雑といいますか、公社と市とそれから将来的な権利者と、こういう三者がおります。そういった中では、やはり解体に向けてとなりますと、持ち出しの関係では最終的に権利者に持っていただきたいと、こういうお話で進めたんですが、やはり実際に所有権移転する部分といたしまして解体部分ですね、やはり建物を補償するとあるいは建物を買い取ると、こういうふうな考え方になりますと、一たん繰上償還していただくと、将来的な権利者に。そうしますと、繰上償還しますと、市を経由して公社の方に償還されるわけございまして、その段階で償還が終わりますと、公社から市の方に一たん所有権が移りまして、そして再度権利者の方に移るといふ、市が仲介になっておるものですから、その段階で1回繰上償還することによりまして、一たん市の所有物にいたしましてから解体いたしたいと、こういうふうな考え方でお示しをして、今日にいたってございます。

○横田委員

ちょっとわかんないんですが、繰上償還すると、お金もらうわけですから、今の所有者が全部所有することになりますよね2階部分も、権利者が。それを市が買い上げるということなんですか。

○住宅課長

所有権を買い上げるということになります。

○横田委員

買い上げると、お金が何ぼになるかわかりませんが、権利者に渡ると。解体費はその権利者からいただくということですか。そのお金かかるということかな。

○住宅課長

その辺については今、各権利者とお話を詰めておりますけれども、一応市といたしましては、所有権を買い取りますから市の所有物になりますので、その後、市の所有として解体する方向になろうかなというふうには思っております。

○横田委員

そうですね、解体費用を権利者から出させるということになると、40年間何やったのかなということになりますね、金は払った、何もなくなるということですね。その辺もうちょっとですね、これからの交渉の経過と思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、お話の中では権利者7人のうち、市を含めてですね、6人はいいんだと、大体おおむねそういう方向でいいんだということですが、何か1名の方がですね、これは難色を示しているということなんですが、その辺の状況なんかもお話しできることがあれば。

○住宅課長

残念ながらお一人の方が難色示しているということで、鋭意交渉を続けているところでございますけれども、補償の部分といいますか財産権の部分、こういった部分でいろんな考え方を持ってございまして、市の考え方とちょっとかみ合わないといいますか、この辺で理解を求めるためにやっているということで、基本的にはやはり補償額といいますか、こういった部分で今詰めている段階でございまして、なかなかそこまで至っていないというのが現状でございます。

○横田委員

お金の問題なのかなというふうに理解しましたが、何回も言って大変申しわけないんですけども、ずうっとあの建物があそこにあるということ自体がですね、非常に行政は何やっているんだというふうにとられかねない。実際にそう言っている方もおりますし、依然放置されている。これは一刻も早く当然対応が望まれるわけですね。

市長からいただいたご答弁では、できる限り早期に、早急にめどをつけたいということですが、いわゆる早期というのはいつまでなのかと。何年も、1年も2年もなるのかなということになると、また市民の人たちはさらに、そうすると建物もさらに老朽化していきますし、いろんな部分でまた問題も出てくるということですので。

相手が、今言った1人の方がおられるようですから、相手があることで、一概にいつということがなかなか難しいというご答弁だったんですけども、最低限のですね、例えば、権利者と話がついたら、それをいろんな手続が、こういう手続があってああいう手続があって、どのぐらいかかるんだと。すんなり交渉がうまくいくとどのぐらいなのかな、半年なのかな、1年なのかなというところの部分ぐらいはちょっとお聞かせ願えればと思うんですが、部長、どうですか、その辺では。

○建築都市部長

本会議で市長もご答弁しましたように、今、横田委員がおっしゃったように、何せ相手がありますので、その相手との話がきちんと進まない。ちょっと今の段階ではなかなか見通しも立っていないという部分もありますので、はっきりいつということはなかなか難しいということは委員の方でもご理解していただいていると思うんです。

しかしながら、景観上とか安全上の問題が1つありますので、交渉側の方としてはできるだけ、例えば13年度目途ということで何とか努力したいと思っています。ただ、再度申し上げますけれども、相手がいるということなものですから、そういう努力ということでひとつご理解をしていただきたいと思います。

○横田委員

13年度目途ということでお聞きしました。部長が言われるように、確かに相手があることですからね。ということですので、13年度にできなくて、何でできないんだと私は文句言いません。ただ、ほかの方々が言われるかもしれませんが、本当にひとつ鋭意その交渉を進められていただいて、お願いしたい。

これは1つのちょっと提言と言ったらいいか、いかにも汚いわけですからね、例えば看板を設置させて、どこかの看板を募集して、看板で囲って、あそこいい土地ですからね。看板を掲げるとなると広告料取れるんじゃないかな。そして、権利者も何か今そういうふうになって、住んでいる方もおられないようですから。何か問題点もあるかもしれませんが、解体費用の一部にはなるのかなということも提起したい。

○横田委員

◎学校のコンピューター配置について

もう1点、教育委員会の方にコンピューターの機械の配置の関係でお伺いいたしまして。

小学校については現在、4人に1台の設置台数があります。文部省の目標は1人1台なので、それを1人1台にするということですね。1人1台が、それじゃ1校にだ何台になるんだと、それは生徒の数ではもちろんないでしょうから、200人の生徒に200台入れるわけじゃないでしょうから、1人1台の基準というのは、これはどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○(学教)施設課長

コンピューターの整備の台数なんですけれども、文部省で言われているのは1人1台とか、40人クラスで40台というのがまず基準になると思います。今、小樽市で考えていますのは、実際の人数が40人おりませんので、実人数で、ある程度、来年は中学校整備予定と考えていますけれども、30台を現在検討しているところでございます。

○横田委員

1校30台ということですね。本会議での質問で、5年以上経過しているのが9割近いやつがほとんど古い機械だということで、これをご答弁で13年度から、来年度からそろえていくということなんです、単純に教師用なんかも含めるんでしょうから、計算できますか、来年度中に何台整備するんだというようなこと。

○(学教)施設課長

来年、14校、中学校の更新を考えておりますけれども、教師の分1台入れまして、1校31台、その14校でございますので434台、来年度更新を検討しているところでございます。

○横田委員

それは13年度中に430数台を入れるということで確認してよろしいですか。13年から15年という話だったんですけど、13年度でいいんですね。

○(学教)施設課長

まず、中学校は13年度中に整備をしたいというふうに現在検討中でございます。

○横田委員

わかりました。

インターネット接続の話もしましたが、機械が古ければ接続できない。8割方が古くてできないんだということですので、今のお話ですと、中学校部分400数十台、来年度中整備されるということですので、本当に早くですね、中のコンピューター教育はもちろん、インターネットをつないで、いろんなことができるように整備していただきたい。

きょうの新聞にも出ていましたが、回線がADSLという新しく関東・関西でやっている、今のISDNの何十倍も早い、そんな回線が来年度から、2001年ぐらいから県庁所在地を初めだんだん2002年には小樽にも来るかと思っています。そんなこともありますので、そういった速い回線ですと20台ぐらいぶら下げても、30台ぶら下げてもですね、実用的なのかなと思いますので、子供たちのためにひとつ早く整備をされるように望みます。

私は以上です。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日の質疑を終結し、散会いたします。